

発災後10年目における東日本大震災 からの農林水産業の復旧・復興

令和 3 年 3 月

農林水産省

目次

- ① 地震・津波災害からの復旧・復興・・・・・・・・・・ 1
- ② 原子力災害からの復旧・復興（農業）・・・・・・ 8
- ③ 原子力災害からの復旧・復興（森林・林業）・・ 22
- ④ 原子力災害からの復旧・復興（水産業）・・・・ 27
- ⑤ 原子力災害からの復旧・復興（風評対策）・・・・ 38

①地震・津波災害からの復旧・復興

東日本大震災による農林水産関係の被害状況

東日本大震災では、農林業関係で1兆1,789億円、水産業関係で1兆2,637 億円、合計で 2 兆4,426億円の被害が発生。これは、阪神・淡路大震災の約26倍、新潟県中越地震の約18倍。

農林業関係被害

農地（2.6 万ha）	4,288億円
農業用施設等（18,140箇所） （水路、揚水機、集落排水施設等）	4,711億円
農作物、家畜等	142億円
農業・畜産関係施設等（農業倉庫、ハウス、畜舎、堆肥舎等）	493億円
林野関係（林地荒廃、治山施設、林道施設、木材加工流通施設等）	2,155億円
合計	1兆1,789億円

注：1 平成24年 7 月 5 日現在
（農地・農業用施設等は令和 3 年 2 月 1 日現在）
2 被害額には、原子力災害による額は含まれていない。

水産業関係被害

漁船（28,612隻）	1,822億円
漁港施設（319漁港）	8,230億円
養殖関係	1,335億円
養殖施設	738億円
養殖物	597億円
共同利用施設（1,725施設）	1,249億円
合計	1兆2,637億円

注：1 平成24年 7 月 5 日現在
2 漁船は、21都道県で被害（岩手、宮城、福島では約9割で被害）
3 漁港施設は、7 道県約 4 割で被害（岩手、宮城、福島では、ほぼ全てで被害）
4 その他、民間企業が所有する水産加工施設、製氷冷凍冷蔵施設等で約1,600億円の被害（水産加工団体等からの聞き取り）

東日本大震災からの農林水産業の復旧状況

MAFF

農地

94%

漁港
(陸揚げ機能)

100%

主要な
排水機場

100%

漁船

93%

農地海岸

98%

養殖施設

100%

農業集落
排水施設

99%

大型定置網

100%

海岸防災林

100%

産地市場
(業務再開)

100%

木材加工
流通施設

100%

水産加工施設
(業務再開)

98%

- 注：1 水産加工施設は令和2年12月末現在、その他は令和3年1月末現在。
2 農地は、農地転用が行われたもの（見込みを含む）を除いた津波被災農地19,690haに対するもの。（岩手県100%、宮城県99%、福島県75%）
3 主要な排水機場は、復旧が必要な96箇所に対するもの（復旧事業実施中も含む）。
4 農地海岸は、復旧が必要な122地区に対するもの（復旧事業実施中も含む）。
5 農業集落排水施設は、被災した401地区に対するもの（復旧事業実施中も含む）。
6 海岸防災林は、復旧を要する164kmに対するもの（復旧事業実施中も含む）。

- 7 木材加工流通施設は、再開を希望する41箇所に対するもの。
8 漁港は、被災した319漁港に対するもの（全て回復311漁港、部分的回復8漁港）。
9 漁船は、復旧を目指す20,000隻に対するもの。
10 養殖施設は、再開を目指す68,893施設（岩手県17,480施設、宮城県51,413施設）に対するもの。
11 大型定置網は、復旧を目指す143ヶ所に対するもの。
12 産地市場は、被災3県で被災した30施設に対するもの。
岩手県及び宮城県の産地市場は、22施設全てが再開。
13 水産加工施設は、被災3県で再開を希望する774施設に対するもの

農地・農業用施設の直轄災害復旧事業を実施

MAFF

土地改良法特例法等に基づき、東日本大震災により被災した農地・農業用施設の直轄災害復旧事業を実施。このうち、仙台東地区については、宮城県及び仙台市からの要望に基づき、農業用施設の復旧に加え、除塩、区画整理を含む農地の復旧を国が一貫して実施。

【仙台東】ほ場整備（大区画化）

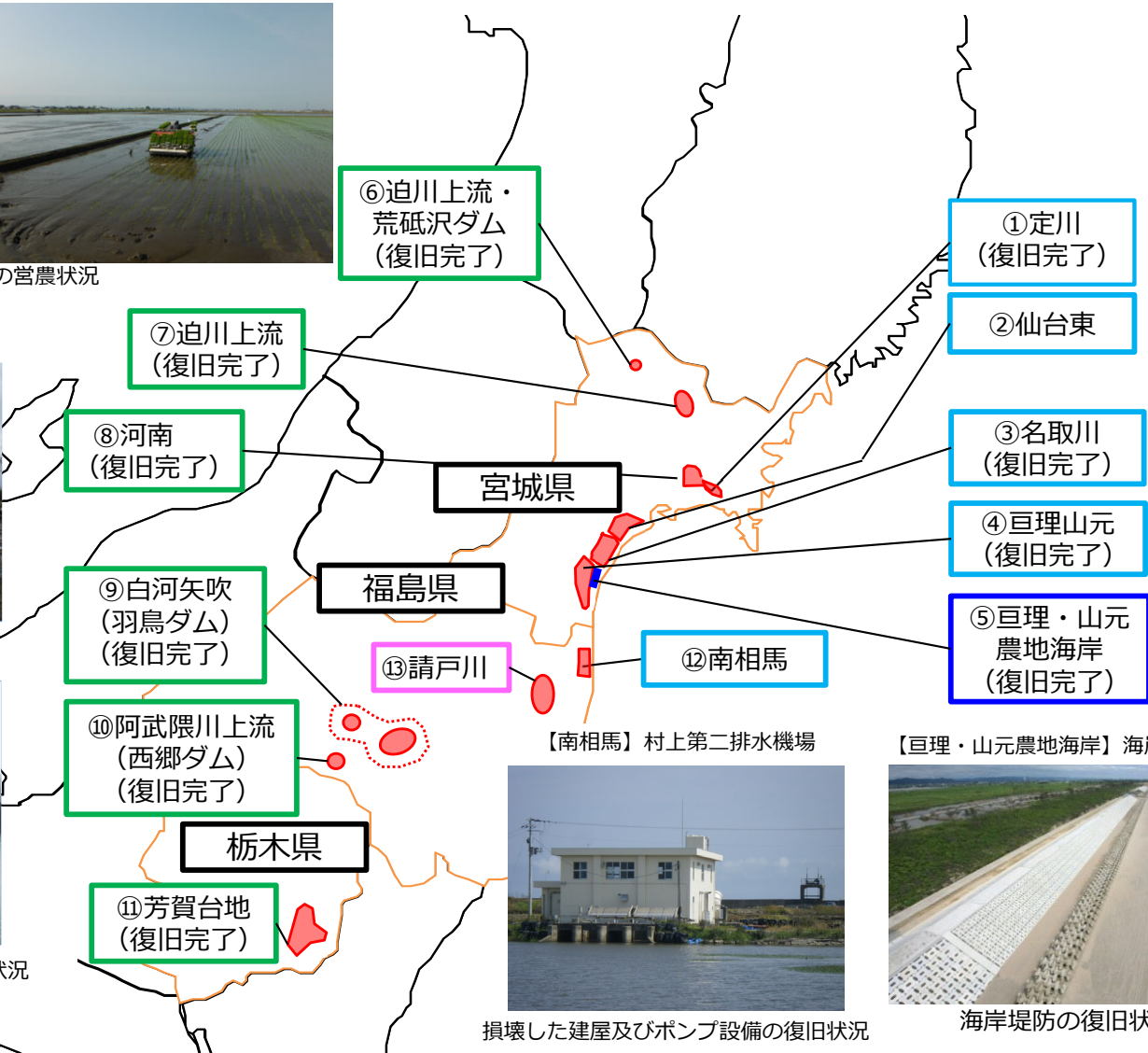


大区画化したほ場での営農状況

【名取川】関上排水機場



損壊した建屋及びポンプ設備の復旧状況



損壊した建屋及びポンプ設備の復旧状況



海岸堤防の復旧状況

【仙台東】大堀排水路



津波で損壊した排水路の復旧状況

凡 例	
	直轄特定災害復旧事業実施地区(津波被災地域)
	直轄災害復旧事業実施地区(地震被災地域)
	代行海岸保全施設災害復旧事業実施地区(津波被災地域)
	福島特別直轄災害復旧事業実施地区(地震被災地域)

※⑬請戸川は一部避難指示区域内

農地の復旧にあわせた、ほ場の大区画化への取組

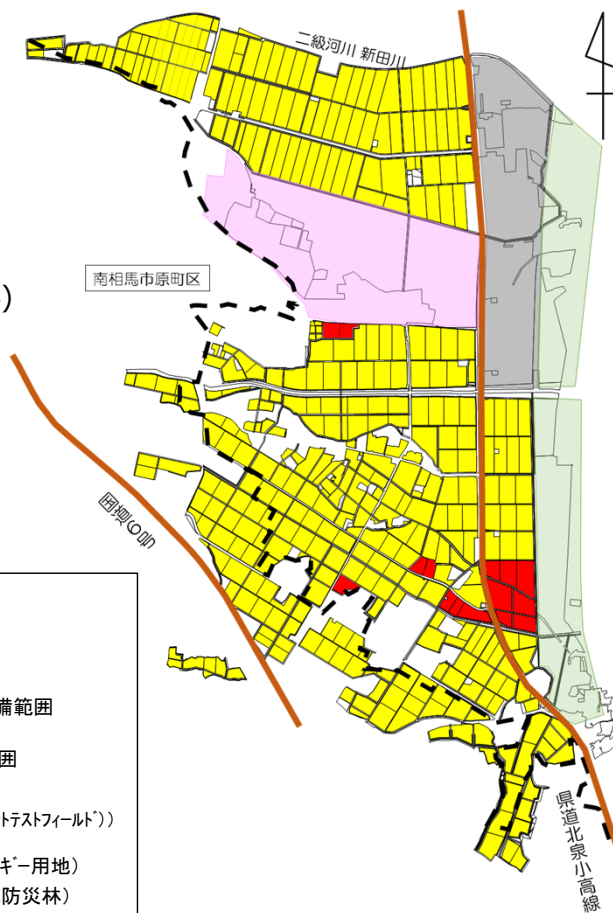
地震・津波で被災した地域において、直轄事業や復興交付金等の活用により農地の大区画化に取り組む中。

農地の大区画化の県別面積（ha）

県名	大区画化に取り組む地区の計画面積 (注1)	整備完了面積【全体】	左記のうち大区画化を行った面積 (注2)
岩手県	50	50	10
宮城県	6,490	6,490	5,680
福島県	1,690	1,620	1,300
計	8,230	8,160	6,990

事例：福島再生加速化交付金(原町東地区(福島県南相馬市))大区画化整備図

原町東地区（地区面積：525ha）は、生産性の高い大規模な営農を展開するため、被害が甚大であった農地の復旧と併せて、ほ場を大区画化（10～30a→標準区画1.2ha）する計画。



注1：津波被災農地と一体的に整備する農地を含む。（令和3年3月末見込み）

注2：大区画化とは、農地を0.5ha以上の区画に整備するもの。

大区画化整備したほ場（大曲地区（宮城県東松島市））



整備前



整備後

（提供：国土地理院）

※津波範囲は、「東日本大震災 南相馬市災害記録誌」（南相馬市、平成25年3月発行）による。

「仙台いちご」の復活【宮城県亶理町・山元町】

MAFF

東日本大震災の津波により、東北一のいちご産地である宮城県亶理町・山元町の生産者は壊滅的な被害。約40haのいちご団地、選果場を整備し、平成25年11月より、本格的に出荷を再開。高設栽培の導入により生産量が増加し、平成30年産で初めて出荷金額が震災前を上回った。

被災状況

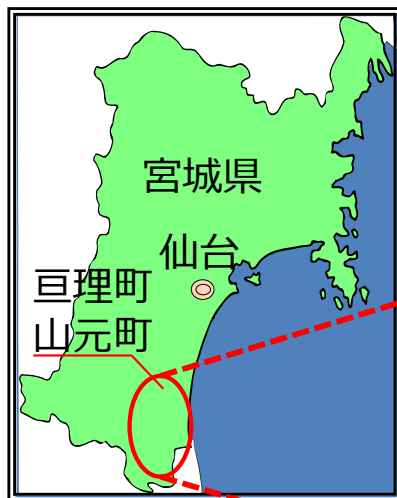
復旧・復興に向けた取組

東日本大震災の津波により、東北一のいちご産地である宮城県亶理町・山元町の生産者は壊滅的な被害を受けた。

- ・ 380戸のうち356戸が被災
- ・ 96haのうち91haが被災



被災した園芸施設



位置図



被災した選果場

- ①平成23年10月までに、阿武隈川沿いの耕作放棄地に確保した代替地（5ha）でパイプハウスを整備し、土耕栽培で生産・出荷を開始。
- ②平成25年8月までに、高収量が見られ、管理も楽な高設養液栽培を導入した団地（約40ha）を新たに整備。同年10月にいちご選果場を再整備し、同年11月より本格的に出荷を再開。
- ③平成29年3月に品種登録出願を行った宮城県育成品種「にこにこベリー」は収量が多く、今後作付面積を増やす計画。
- ④令和元年産は246戸、約64haでいちごを栽培し、販売額は約37.8億円。

※販売額：東北農政局調べ（平成22年産：約33.5億円）



亶理いちご団地



いちごの高設栽培



山元いちご団地



いちご選果場

新たな農林水産業を切拓く先端技術の現地実証研究の推進

MAFF

被災地の復興・創生のため、新たに現場が直面している課題を対象に、先端技術の現場への実装に向けた11課題の現地実証研究を進めるとともに、得られた成果の社会実装促進を、岩手県、宮城県及び福島県で実施。

現地実証研究（例）

【農業分野】



地力回復技術

除染後の農地における生産力の回復・向上、カリ施肥の適正化、省力的な農地の維持管理技術を実証。
（農研機構、福島県農業総合センター、宮城県畜産試験場ほか）



きゅうりの障害果

経営の発展段階に応じたICTを活用したきゅうり栽培の環境制御技術と、障害果の発生予測・低減技術を実証。
（岩手県農業研究センター、農研機構、青森県産業技術センターほか）

【水産業分野】

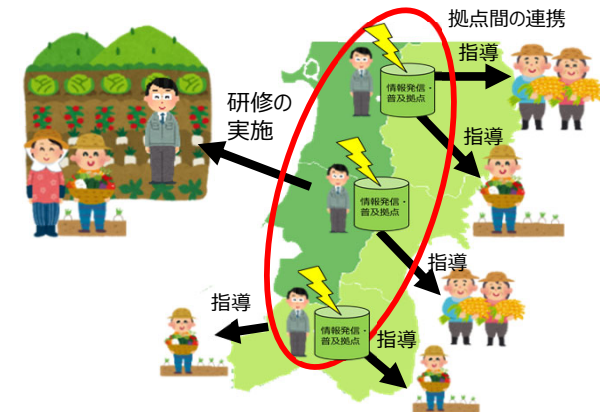


ウニ駆除ROV

ロボット技術を活用して、異常発生したウニを効率的に駆除する技術と、駆除したウニの肥育や、殻剥きから剥き身選別までの機械化を実証。
（東京海洋大学、水産研究・教育機構、東北大学、宮城大学ほか）

社会実装促進

各県に拠点を配置し、組織的な技術指導（情報発信、現場指導の実施のほか、実証ほにおける技術研修等）を実施。



（例）

【農業分野】



トルコギキョウの1年3作

薄膜水耕栽培と複合環境制御による、トルコギキョウの年間3作の周年生産により、計画的な供給を実現。
（農研機構、福島県農業総合センターほか）

【水産業分野】



高品質カキのブランド化

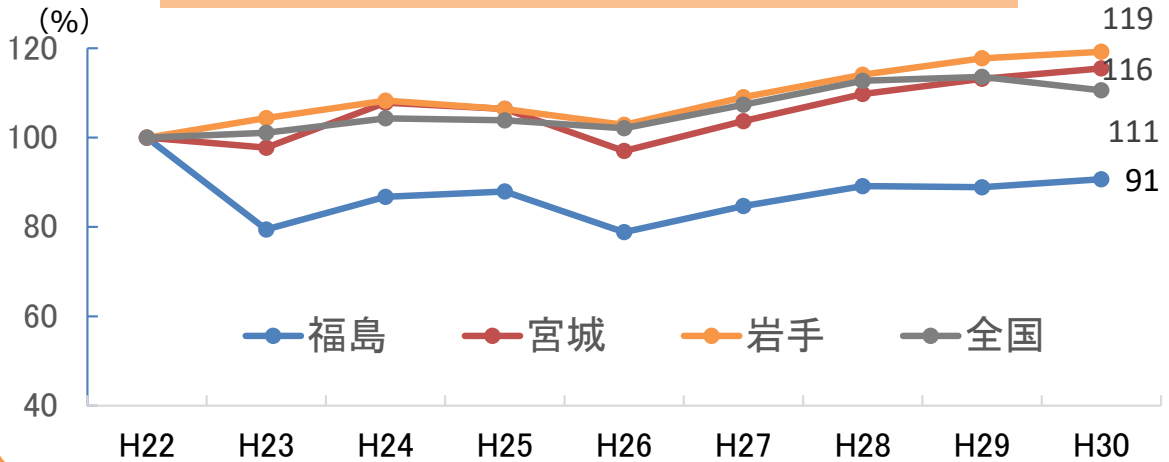
カキ産業の復興と地域特性を活かしたブランド化のため、高品質カキの効率的・安定的な生産を推進。
（水産研究・教育機構、宮城県水産技術総合センターほか）

②原子力災害からの復旧・復興 農業

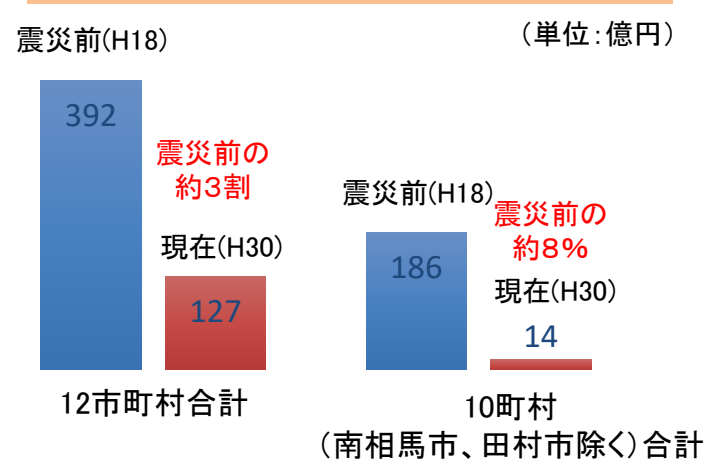
福島県の農業の現状

- 福島県は、農産物の輸出量が過去最高を記録するなど、前向きに復興が進んでいるところもあるが、農業産出額は震災前の水準まで回復していない状況。
- 原子力被災12市町村では、営農再開に至っていない厳しい状況に置かれている。

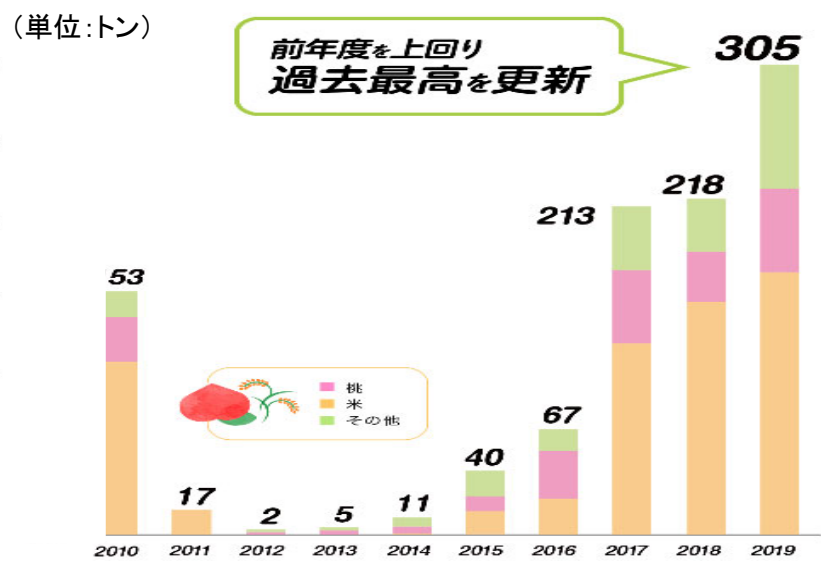
○【被災3県の農業産出額の推移（H22年比）】



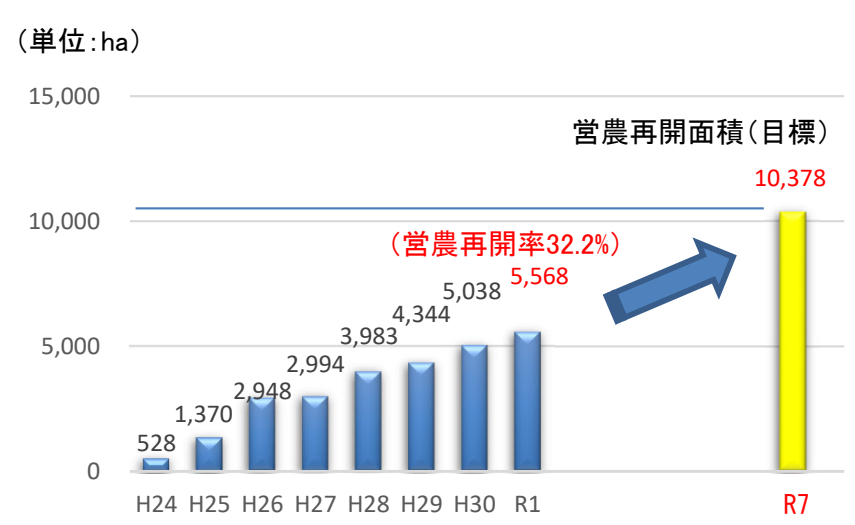
○農業産出額（原子力被災12市町村）



○福島県産農産物輸出量（桃、米等）



○営農再開面積の推移（原子力被災12市町村）



※令和7年度末までに、営農休止面積の6割の営農再開を目標とする。

原子力発電所事故による避難指示について

23年12月以降、市町村ごとに順次、「避難指示区域」の見直し等を実施。

川俣町の区域見直し（25年 8 月 7 日原子力災害対策本部決定）をもって、避難指示が出された11市町村全てにおいて、区域見直しが完了。

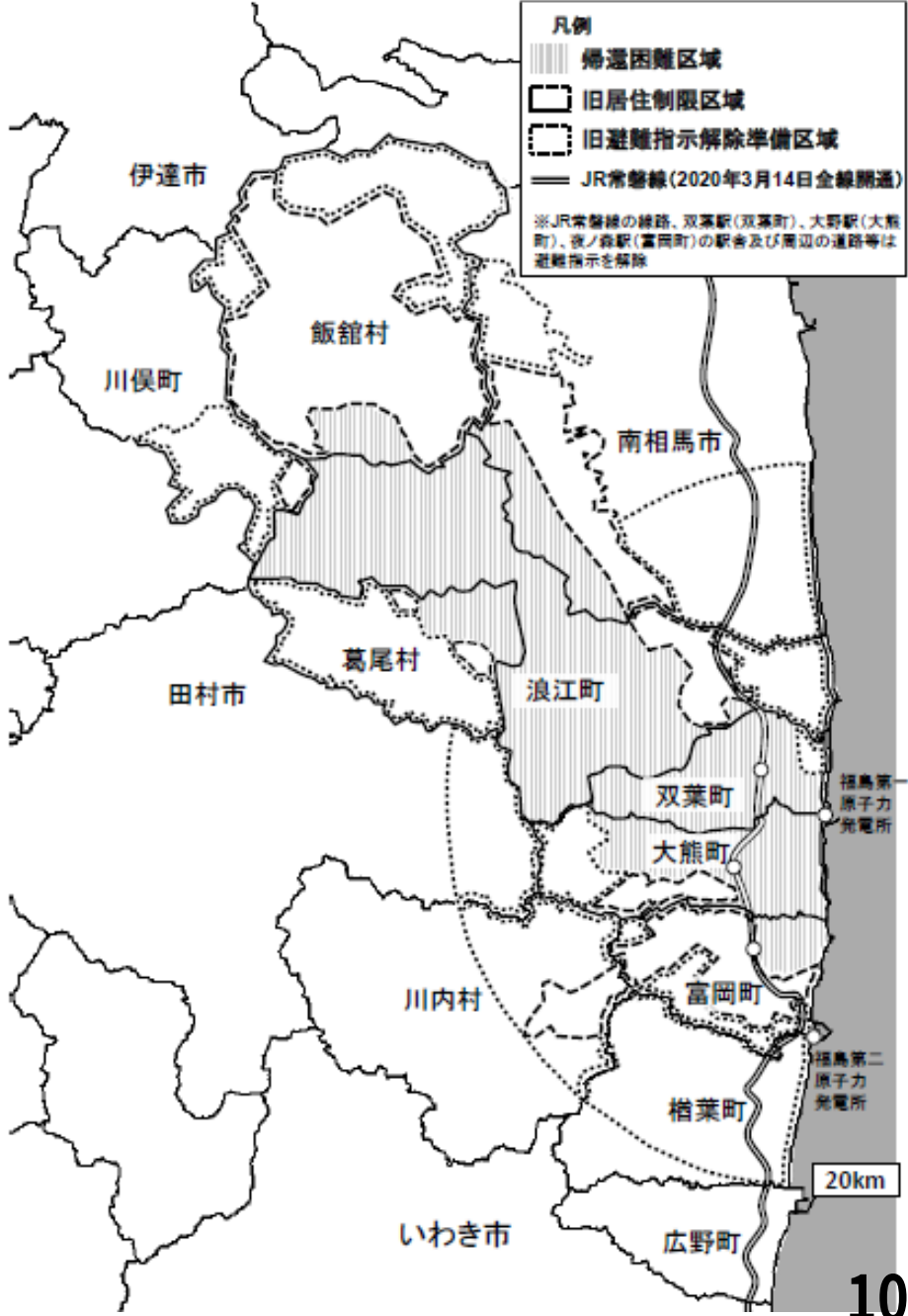
これまでに、以下の市町村で避難指示区域が解除。

- 平成26年 4 月 1 日：田村市（避難指示解除準備区域を解除）
- 平成27年 9 月 5 日：楡葉町（避難指示解除準備区域を解除）
- 平成28年 6 月12日：葛尾村（居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除）
- 平成28年 6 月14日：川内村（避難指示解除準備区域を解除）
（平成26年10月 1 日 一部地域で避難指示解除準備区域を解除、居住制限区域を避難指示解除準備区域に再編）
- 平成28年 7 月12日：南相馬市（居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除）
- 平成29年 3 月31日：川俣町、飯館村、浪江町（居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除）
- 平成29年 4 月 1 日：富岡町（居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除）
- 平成31年 4 月10日：大熊町（居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除）
- 令和 2 年 3 月 4 日：双葉町（特定復興再生拠点区域の一部解除、避難指示解除準備区域を解除）
- 令和 2 年 3 月 5 日：大熊町（特定復興再生拠点区域の一部解除）
- 令和 2 年 3 月10日：富岡町（特定復興再生拠点区域の一部解除）

「避難指示区域の概要」

区域名	概要
帰還困難区域	避難指示区域のうち、平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が50ミリシーベルトを超える地域
特定復興再生拠点区域	市町村長が区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成 同計画を内閣総理大臣が認定し、計画に基づく整備事業を実施（計画認定から5年を目途に避難指示解除を目指す）
避難指示解除準備区域	避難指示区域のうち、平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確認された地域

避難指示区域の概念図(2020年3月10日時点)



原子力被災12市町村の営農再開の状況

- 原子力被災12市町村の経営耕地総面積20,869haのうち、営農休止面積は17,298ha（帰還困難区域2,040haを含む。）。営農休止面積17,298haのうち、営農再開面積は、5,568ha(約3割)。
- 避難指示解除の時期により営農再開率に差が生まれ、2極化が進んでいる。
- 営農再開割合の高い市町村は、出し手・受け手の特定や農業委員会の活動が進んでいる。
一方で、営農再開割合の低い市町村は、これらの活動が進んでいない状況。

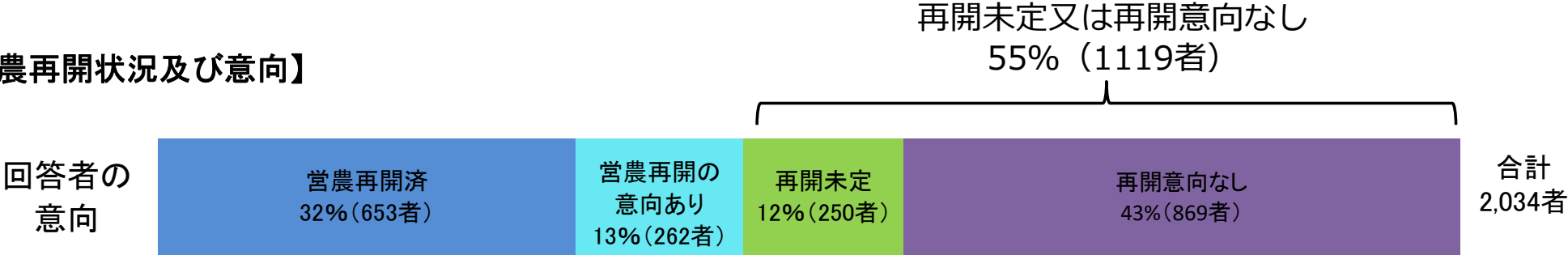
市町村名	営農面積(令和元年度末)			人・農地プランの実質化(令和元年度末)		農業委員会の活動状況	
	休止面積 (ha)	再開面積 (ha)	再開割合 (%)	既に実質化されて いる地区	実質化に取り組む 地区	利用状況 調査	利用意向 調査
広野町	269	218	81.0	7	17	済	済
田村市(都路町)	893	523	58.6	3	3	済	済
檜葉町	585	231	39.5	0	0	未	未
葛尾村	398	41	10.3	0	3	未	未
川内村	605	366	60.5	7	0	済	済
南相馬市	7,289	3,841	52.7	15	25	済※1	未
川俣町(山木屋地区)	375	149	39.7	0	1	済※1	済※2
飯舘村	2,330	146	6.3	0	17	未	未
浪江町	2,034	39	1.9	0	1	済※1	未
富岡町	861	15	1.7	0	0	未	未
大熊町	936	0	0	0	0	未	未
双葉町	723	0	0	0	0	未	未
合 計	17,298	5,568	32.2	32	67		

利用状況調査: 農業委員会が毎年1回、農地の利用状況を調査し、遊休農地を確認。
利用意向調査: 利用状況調査で判明した遊休農地について、農業上の利用の意向等を調査。
人・農地プランの実質化: 農地の出し手・受け手の特定ができている。

※1 帰還困難区域等の立入困難な土地を除いて実施済み。
※2 利用状況調査を行った遊休農地において実施済み。

- 被災農業者への意向調査によると、平成29年4月から令和2年12月にかけて訪問した農業者2,034者のうち、「再開未定又は再開意向なし」と回答した方の割合は55%。
- 「再開未定又は再開意向なし」の農業者のうち、「農地の出し手となる意向あり」と回答した方の割合は約7割。

【営農再開状況及び意向】



(令和2年12月までの調査結果)
出典: 原子力被災12市町村における農業者個別訪問活動結果(令和3年1月15日福島相双復興官民合同チーム営農再開グループ)

【個別訪問農家のうち再開未定又は再開意向なしの農業者（1,119者）の農地の活用意向】

課題（理由）	者数	割合
既に出し手となっている	94者	8%
出し手となる意向あり	809者	72%
出し手となる意向なし	98者	9%
すべて活用ほか	118者	11%

出典: 原子力被災12市町村における農業者個別訪問活動結果(令和3年1月15日福島相双復興官民合同チーム営農再開グループ)

原子力災害被災12市町村を 取り巻く状況と課題

- 営農休止面積17,298haのうち、
営農再開した面積は5,568ha（約3割）
- 被災12市町村の農業産出額は震災前の
約3割
- 「営農再開の意向なし」と回答する方は
約4割、「未定」を加えると約6割と
なっており、地域外も含めた担い手の確
保が必要
また、「意向なし」又は「未定」であ
る農業者のうち、「農地の出し手となる
意向あり」と回答した農業者は約7割で
あり、担い手とのマッチングが必要
- いくつかの市町村では、営農再開を支
援する職員が不足し、「人・農地プラン」の作成や農業委員会の活動が停滞
- 加工用野菜の需要への対応など、消費
者や実需者のニーズや販売先を見据えた
生産体制の構築が必要

○ 農業者が安心して、速やかに営農を再開できるよう一連の支援を継続

除染後農地の保全管理から作付実証、農業用機械・施設の導入支援など、一連の支援をきめ細かく実施。



○ 大規模で労働生産性の著しく高い農業経営の展開に向けた支援

1. 被災地方公共団体への人的支援と各関係機関との連携強化

- 令和2年4月より、農林水産省から**常駐職員を被災12市町村へ派遣**
- 福島県、市町村、福島相双復興推進機構、農協等が連携し、市町村の行
う営農ビジョンの作成、人・農地プラン等の**土地利用調整等の取組推進**

2. 農地の大区画化、利用集積の加速化

- **改正福島特措法（令和3年4月施行）**によって、下記制度を新設
 - ・ 市町村に代わって、**福島県が、農地集積の計画を作成・公示できる**
 - ・ 農地バンクを活用して、農地の共有者の過半が判明していない農地も
含め、**担い手への権利設定等を行うことができる**
- あわせて、農地集積・集約化の取組強化のため、12市町村を対象に**農
地バンクの現地コーディネーターを配置**

3. 生産と加工が一体となった広域的な高付加価値産地の展開

- 現地に呼び込んだ食品加工メーカー等の実需者等に対し**農産物を供給す
る産地を、市町村を越えて広域的に創出**する際の施設整備等を支援

4. 先端技術の現場への実装に向けた研究開発・現地実証の推進

- 福島イノベーションコースト構想に基づき、**ICT技術やロボット等**を活
用した先端技術の開発
- 新たに現場で直面している課題の解消に資する**現地実証等**の取組を推進

原子力被災 12市町村の営農再開に向けた支援策

- 福島県営農再開支援事業、被災地域農業復興総合支援事業、原子力被災 12市町村農業者支援事業により、農業関連インフラの復旧、除染後農地等の保全管理から作付実証、農業用機械・施設等の導入支援、新たな農業への転換まで、一連の取組を切れ目なく支援。



	田村市	楡葉町	川内村	大熊町	葛尾村	川俣町	飯舘村	南相馬市	浪江町	富岡町	双葉町
対象面積 (ha)	140	830	130	170	570	610	2,400	1,600	1,400	750	100
農地除染の進捗率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

- ◆ 農地、農業水利施設等のインフラ復旧
 - ー 農地、農業水利施設等の災害復旧に対して支援、技術者の派遣
 - ◆ 除染後農地等の保全管理－※
 - ー 除染後から営農再開まで、農地、畦畔等における除草等の保全管理に対して支援
 - ◆ 鳥獣被害防止対策－※
 - ー 一斉捕獲活動や侵入防止柵等の設置に対して支援
 - ◆ 営農再開に向けた作付実証－※
 - ー 農産物が基準値を下回っていることを確認するための作付実証に対して支援
 - ◆ 管理耕作－※
 - ー 避難等により営農再開が見込めない農地の受託組織等による管理耕作（営農再開としてカウント）に対して支援
 - ◆ 放射性物質の吸収抑制対策－※
 - ー カリ質肥料の施用の実施を支援
 - ◆ 農業用機械・施設等の導入支援
 - ー 市町村のリース方式による農家負担無しの農業用機械・施設の導入を支援（被災地域農業復興総合支援事業）
 - ー 営農再開する農家に対して、農業用機械・施設の導入等を支援（原子力被災12市町村農業者支援事業）
- 新たな農業への転換
- ー 経営の大規模化や施設園芸への転換等、新たな農業への転換を支援

令和3年度予算額

- ・福島県営農再開支援事業－※
 予算総額362億円（基金事業）
- ・被災地域農業復興総合支援事業
 概算決定額：721億円の内数
- ・原子力被災12市町村農業者支援事業
 予算総額79億円（基金事業）

- 営農再開を加速するため、令和2年4月から**原子力被災12市町村に対し**、農政局からの職員を基本に、**1名ずつ派遣**。
また、地域の実情等を踏まえ、浪江町と飯舘村に、農業土木職員を出向。（合計14名）
- 技術職員5名等からなる**サポートチーム（14名）**を設置。技術職員の事務所は富岡町に設置。

市町村担当チーム

担当職員を配置し、営農再開のビジョン作りから具体化までを推進

農林水産省

- 営農再開を加速化するため、農政局からの職員を基本に、1名ずつ職員を派遣
（田村市、南相馬市は出向。ほかは駐在）
- 基盤整備について、12名とは別に、地域の実情等を踏まえ、浪江町と飯舘村に、農業土木職員を派遣（出向）。

福島県

市町村農業担当職員

JA（JA福島さくら、JAふくしま未来）

農地利用最適化推進委員

サポートチーム

必要に応じたオンサイトサポートを実施

農林水産省（課題に応じ、対応できる人員を配置）

- 技術職員（農学、農業土木）5名等からなる**合計14名のチーム**を構成。
- 12市町村と県、JAとの連携を考慮し、**技術チームの事務所を新たに富岡町に設置**。
- さらに、畜産、用地、農地中間管理機構、農業土木の知識を有する職種の東北農政局本局職員4名を兼務させて配置。

福島県農林事務所（事業担当及び普及担当）

JA

福島相双復興推進機構

支援

- 令和2年度から12市町村に職員を派遣し、市町村それぞれの状況に応じた支援を実施。
- 併せて、技術職員（農学、農業土木）等からなるサポートチームを設置し、派遣職員の活動をサポート。
- 現在、いわき市と富岡町に置かれているサポートチームを令和3年度から富岡町に集約し、機動的に支援。

甘しょ（サツマイモ）の作付拡大等の推進による営農再開の支援（檜葉町）

- ・檜葉町では、県外の企業の協力を得て、甘しょの産地化にチャレンジ。
- ・派遣職員は、町内の農業者に甘しょの生産を呼びかけ、令和3年から新たに27名が参加。JAの甘しょ生産部会も設立され、令和3年の作付面積は町全体で57haを予定。（令和2年：42ha）
- ・広報誌『営農情報ならは』を作成し、農業者への情報発信と営農再開への意識醸成に寄与。



令和2年度に交付金を活用して整備した甘しょ貯蔵施設

ほ場整備計画見直しへの支援（川内村）

- ・川内村では、営農再開に向け、県営でのほ場整備を計画（4工区）し、令和5年頃に着工を予定。
- ・派遣職員は、1工区において、河川も含めた一体的な整備により、将来的により形状の良いほ場となるよう、県の担当者と協議しながら、計画の見直しを提案。今後の効率的な土地利用に向けて貢献。



さんごうだ なかさと
ほ場整備予定の三合田・中里地区

営農再開ビジョン策定の支援（大熊町）

- ・大熊町では、令和4年度を営農再開初年度と設定。
- ・農林行政経験のある職員が不足する同町にあって、派遣職員は、「営農再開ビジョン」を策定するための委員会等の立ち上げや運営に携わるとともに、令和2年度中に策定するビジョン骨子案の原案作成に尽力。



営農再開ビジョン策定委員会の様子

- 楡葉町では、町、JA、福島相双復興推進機構、県が連携して、まとまった農地の営農再開支援を実施。
- 引き続き関係機関が連携し、営農再開支援を推進し、作付面積の拡大を目指す。
- 楡葉町の取組を優良事例として他の市町村に横展開し、営農再開を加速化。

○特徴

- ◆ 水稻作付推進会議を開催し、ビジョンと役割分担を共有。
- ◆ 楡葉町が主体となって、農地所有者の意向確認を実施。
- ◆ JAが、説明会の開催や諸手続きについての説明を実施。
- ◆ 福島相双復興推進機構が、個別訪問の実施や特定農作業受委託契約の説明を実施。
- ◆ 福島県が、営農上のアドバイスや活用できる事業の説明を実施。

○今後の取組

- ◆ 貸し手となる農地所有者と新たな担い手の掘り起こしを実施し、順次作付面積の拡大を目指す。
(H30:58ha → R1:175ha → R2:240ha → R3:300ha(目標))



福島再生加速化交付金を活用した
カントリーエレベーター



農地マッチングの様子

【楡葉町における営農再開の取組】

町が、農地所有者に対し、農地一筆毎の利用意向調査（アンケート）を実施

回答者

回答者の了解のもと、町からJAに回答者の個人情報を提供

未回答者

福島相双機構がアンケート未回答者を個別に訪問し、回収

- JAが回答者の個人情報をもとに、今後の農地利用の説明会を実施
- JAからコンサルに委託
- 福島相双機構が特定農作業受委託契約について説明

JAが、来年度作付する農地を一筆毎に確認し、契約書の交わし方を決定。

- 特定農作業受委託契約の締結
- 福島相双機構が個別に訪問し、契約締結を支援

近年の取組で、水稻作付面積が拡大
平成30年度：58ha→令和元年度：175ha
→令和2年度：240ha

- これまで行ってきた被災農業者への支援等によって、引き続き営農再開を推進。
- 条件不利地については地元農業者だけでは限界があることから、営農再開に向けて、外部の参入も念頭に、基盤整備による農地条件の改善、農地集積が必須。
- このため、農地の利用集積を促進する特例制度を創設し、地域において一体的に権利設定できる仕組みを導入するとともに、6次化施設の建設に向けた農地転用等の特例制度を措置。

改正内容

(1) 農地の利用集積の促進（新たな担い手への対策）

住民の帰還意向が乏しく、農業の再開が困難と認められる地域において、**福島県が農用地利用集積等促進計画を作成・公示し、所有者の同意を得た上で、農地バンクを活用して、所有者不明農地も含めて地域において一体的に権利設定**できる仕組みを導入

(2) 6次化施設の促進

(1) の計画に係る農地に6次化施設を建設する場合について、

- ① 農用地区域からの除外を可能とする農業振興地域の整備に関する法律の特例
- ② 許可を受けることなく、優良農地（ほ場整備済みの農地など）の転用を可能とする農地法の特例を措置

(3) 農業委員会の事務の市町村への移管

市町村と農業委員会が合意した上で、農業委員会の事務を市町村に移管できるよう措置

原子力災害被災12市町村の農地中間管理機構による農地の集積・集約化

【令和3年度予算概算決定額 123百万円（復興庁計上）】

<対策のポイント>

- 福島県の原子力災害被災12市町村においては、営農再開に向けた取組が進められているところですが、住民の帰還率が低いため、**新たな担い手の確保や担い手への農地集積・集約化が課題**となっています。
- こうした状況を踏まえ、当該市町村において**担い手の意向に沿った農地の利用調整を円滑に進めるための体制を構築するとともに、農地中間管理機構（農地バンク）を活用して担い手への農地集積・集約化を図る取組等**に対して協力金を交付します。

<政策目標>

原子力災害被災12市町村において営農が休止されている農地のうち、令和7年度までに**農地面積6割の営農再開**を図る。

<事業の内容>

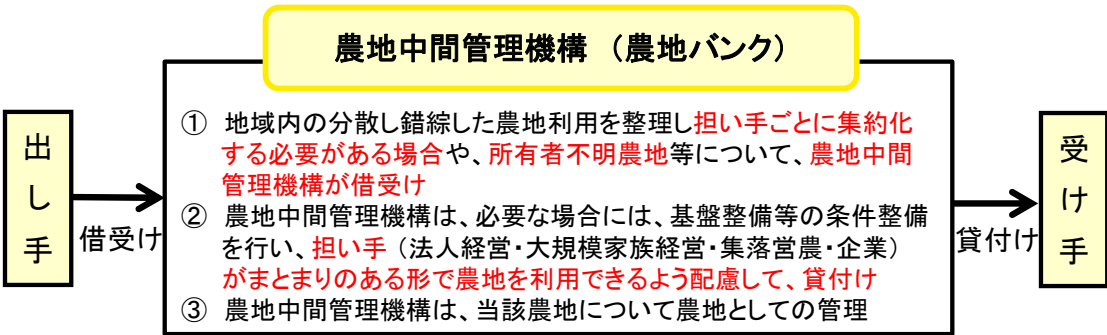
1. 原子力災害被災12市町村への農地中間管理機構事業 66百万円

- 福島県の原子力災害被災12市町村の農地集積・集約を推進するため、農地バンクが農地の集積・集約化に取り組むために必要となる事業推進費（現地コーディネーターの配置）を支援します。
現地コーディネーター12名の配置及び活動経費に係る国の補助率については、定額（10/10）とします。

2. 原子力災害被災12市町村への機構集積協力金交付事業 58百万円

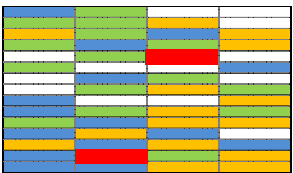
- 福島県の原子力災害被災12市町村の①避難解除等区域及び②特定復興再生拠点区域において、地域の話し合いによりまとまった農地を農地バンクに貸し付ける地域等に対して協力金を交付します。

<事業イメージ>



<農地の集積・集約化（イメージ）>

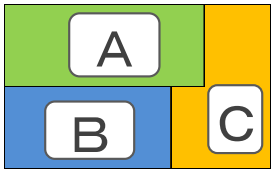
地域内の分散・錯綜した農地利用



■：所有者不明農地

営農再開の加速化

農地の集積・集約化でコスト削減



原子力災害被災12市町村への機構集積協力金交付事業のポイント

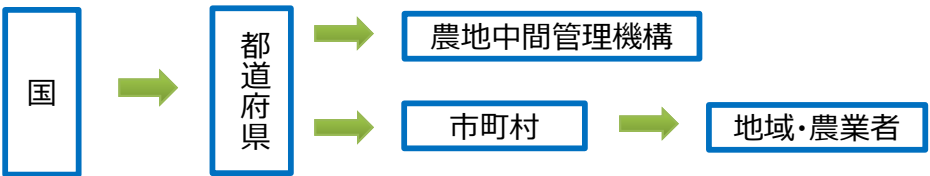
【地域集積協力金】

- ・ 原子力災害被災12市町村の対象地域について、中山間地域の交付要件（最低機構活用率4%超）を適用するとともに、交付単価に0.3万円/10aを加算。

【経営転換協力金】

- ・ 令和7年度まで交付単価を据え置き（1.5万円/10a、上限額50万円/1戸）。

<主な事業の流れ>



福島県高付加価値産地展開支援事業

【令和3年度予算概算決定額 5,180（－）百万円】

<対策のポイント>

被災12市町村の営農再開の加速化に向け、市町村を越えて広域的に生産、加工等が一体となった高付加価値生産等を展開する産地の創出に必要な取組を支援。

<政策目標>

被災12市町村において、令和12年度までに加工品を含め80億円を産出する産地の創出に向け、令和7年度までに産出額の3割を達成する。

<事業の内容>

<事業イメージ>

被災12市町村では、原子力発電所事故から9年以上を経てもなお営農再開率が事故前の約3割にとどまっています。営農再開の加速化に向けて、地域外からの参入も含め農業者の再開意欲を高めていくためには、生産すれば売れる環境の形成が不可欠となっています。このため、市町村を越えて広域的に生産、加工等が一体となった高付加価値生産等を展開する産地の創出に必要な以下の取組を支援します。

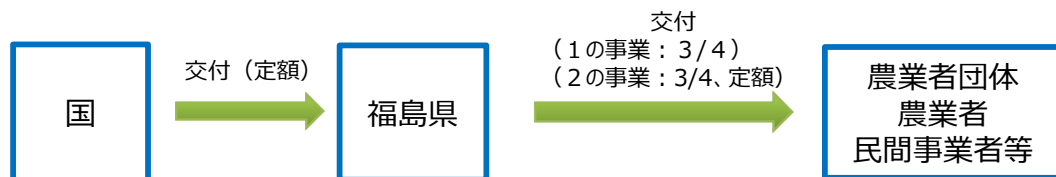
1. 整備事業

高付加価値産地の拠点となる**集出荷施設、乾燥貯蔵施設、冷凍・加工施設、育苗施設、畜産関連施設**等を支援します。

2. 推進事業

高付加価値産地の展開に必要な、**機械リース、生産資材や家畜の導入、高収益作物の導入や新たな栽培技術及びICTの導入等**に向けた調査・検証、出荷規格の統一や効率的な出荷体制の構築に向けた調査・検証、福島県産牛の一貫体制の構築に向けた耕畜連携の推進、**コントラクターの育成**等を支援します。

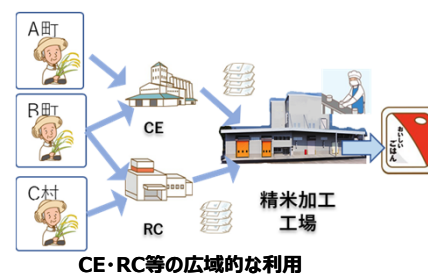
<事業の流れ>



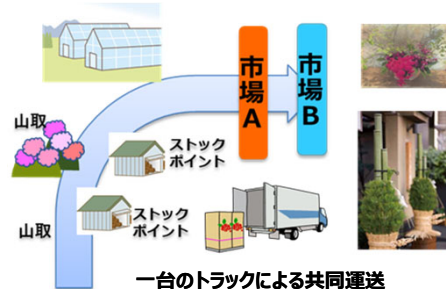
福島県営農再開支援事業等による再開準備

広域的な高付加価値産地の展開による営農再開の加速化

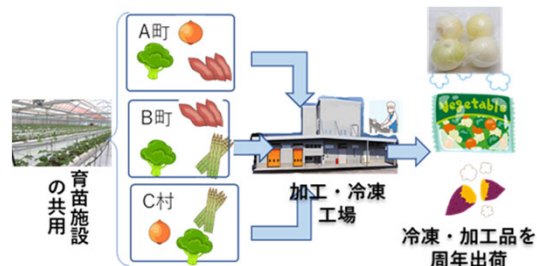
広域JAと米飯加工業者が連携した
パックご飯向け米産地



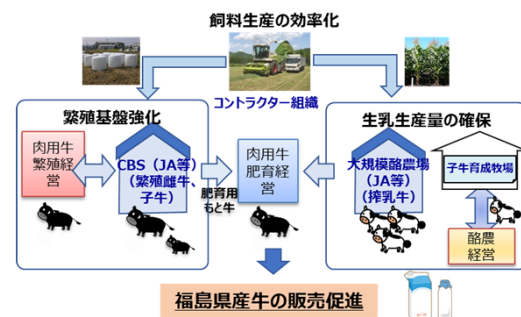
広域的な共同輸送でコストと
品質を両立する切り枝産地



加工・業務用野菜を生産から
加工まで一貫して行う産地



大規模酪農牧場と肉用牛繁殖施設を核にした
福島県産牛地域内一貫生産



【お問い合わせ先】 生産局農業環境対策課（03-3593-6495）

福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた先端農林業ロボットの研究開発

MAFF

福島イノベーション・コースト構想の実現に向けて、農林業者の帰還と営農再開を強力に推進する先端技術の開発・実証等を支援。

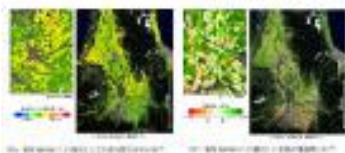
R2年度までに完了を予定している開発・実証課題

【ブロッコリー自動選別収穫機】



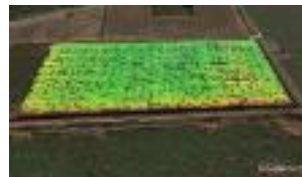
少人数で大面積栽培が可能な機械化体系の確立を実現

【高品質米生産管理技術】



衛星画像の解析から効率的な水稻の生産管理を実現

【農地地力の見える化技術】



地力のバラツキを「見える化」したほ場のイメージ図

地力の向上とバラツキ改善を実現

【ICT活用による和牛肥育管理技術の開発】

超音波診断装置を活用した肉質診断

超音波測定による生体の肉質診断



エコー画像



エコー画像から肉質を診断するには、熟達した技術が必要

エコー画像から生体の肉質を客観的に診断できるシステムを開発

撮影装置を活用した肉質評価



撮影装置をロース芯部分に当て撮影



撮影画像

脂肪の面積割合、細かさの指数を算出し、枝肉の肉質を客観的に評価するための画像解析技術を改良

A I による解析により、生体から、と畜され枝肉となった際の肉質を推定

成育途中で肉質を判断でき、早期出荷等、適切な時期・状態での出荷が可能

これまでに完了した開発・実証課題

【トラクターの自動走行技術】



栽培面積の拡大とコストの削減を実現

【農作業用アシストスーツ】



収穫・運搬や出荷調整など、作業負担の軽減を実現

【法面用除草ロボット】



ほ場管理作業の軽劣化を実現

【苗木植栽ロボット】



自動植付機による高能率な海岸防災林植栽を実現

③原子力災害からの復旧・復興 森林・林業

森林・林業の再生に向けた取組の現状

- 福島県の県民生活における安全・安心の確保、森林・林業の再生に向けて、「福島の森林・林業再生に向けた総合的な取組」(平成28年3月9日 復興庁・農林水産省・環境省)に基づき、関係省庁が県・市町村と連携して、取組を進めている。

I. 森林・林業の再生に向けた取組

1. 生活環境の安全・安心の確保に向けた取組

- ・ 住居等の近隣の森林の除染を引き続き着実に実施

2. 住居周辺の里山の再生に向けた取組

- ・ 避難指示区域（既に解除された区域も含む。）及びその周辺の地域において、モデル地区を選定し、里山再生を進めるための取組を総合的に推進し、その成果を的確な対策の実施に反映

3. 奥山等の林業の再生に向けた取組

- ・ 間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に実施する事業や、林業再生に向けた実証事業などを推進

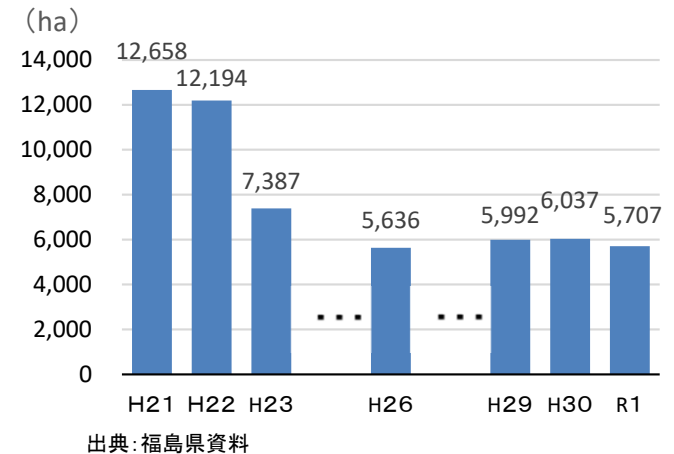
II. 調査研究等の将来に向けた取組の実施

- ・ 森林の放射線量のモニタリング、放射性物質の動態把握や放射線量低減のための調査研究に引き続き取り組み、対策の構築につなげるなど、将来にわたり、森林・林業の再生のための努力を継続

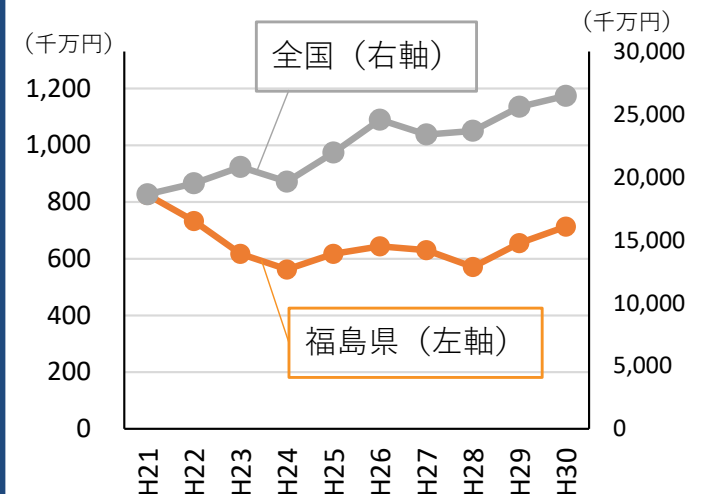
III. 情報発信とコミュニケーション

- ・ 森林の放射性物質に係る知見など、森林・林業の再生のための政府の取組等について、ホームページ、広報誌などへの掲載などにより、最新の情報を発信し、丁寧に情報提供
- ・ 専門家の派遣も含めてコミュニケーションを行い、福島の皆様の安全・安心を確保する取組を継続

福島県の森林整備面積の推移



林業産出額(木材生産)の推移



福島県「ふくしま森林再生事業」の現状及び今後の課題・対応方針

- 放射性物質の影響を受けた森林・林業の再生に向け、土壌の流出を防ぐための市町村等による間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策(空間線量率測定や森林所有者の同意取付、土砂移動抑制のための筋工等)を平成25年度から実施(福島県「ふくしま森林再生事業」)。
- 対象地域は汚染状況等重点調査地域及び除染特別区域(解除された地域を含む)の46市町村で、これまでに44市町村で実施。(双葉町及び大熊町は未実施。)



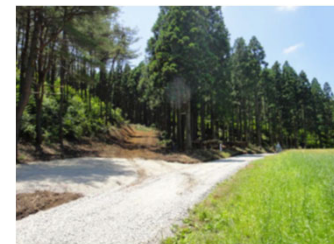
【平成25年度からの累計実績】
(令和2年3月末時点)

- ・間伐等 8,444 ha
- ・作業道作設 1,033 km

〔対象46市町村の民有林
人工林面積は約16万ha〕

事業実施市町村

平成25年度～	19市町村
平成26年度～	11市町村
平成27年度～	7市町村
平成29年度～	5市町村
平成30年度～	2市町村
計	44市町村



間伐と森林管理に必要な作業道を整備



土砂移動抑制のため、筋工を施工

〔対応方針〕

○「ふくしま森林再生事業」は、放射性物質を含む土壌の流出を防ぐ観点から引き続き実施していく。

木材製品等の安全確保に係る取組の現状及び今後の課題・対応方針

- 福島県産木材製品の安全性の確保、素材生産や木材製品等の生産拡大に伴い増加する樹皮(バーク)の処理を適切に実施していくため、放射性物質測定装置の開発やその設置、バークの廃棄物処理や一時保管費等の立替支援などを実施しているところ。

○木材の安全証明体制の構築

- ・製品等の放射性物質を自動で測定(検知)する装置の開発
- ・原木市場、製材工場等への設置
- ・製品等の放射性物質に係る調査・分析の実施



トラックスケール用
検知装置



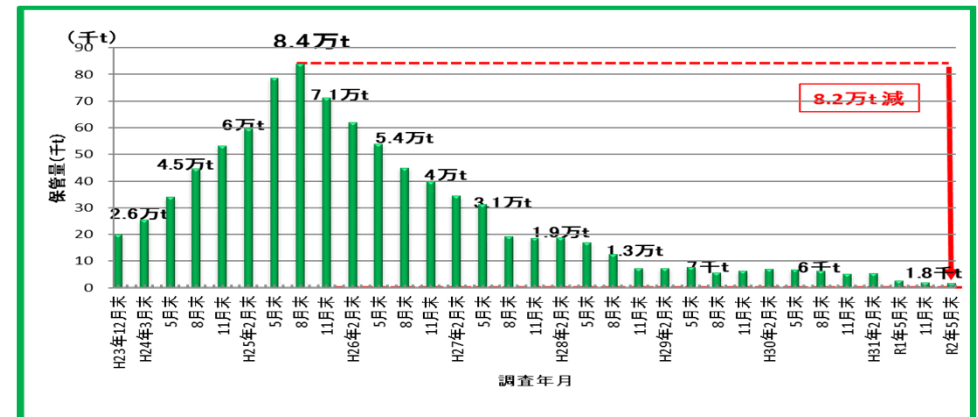
選木ライン用検知装置



製品等ライン用 検知装置

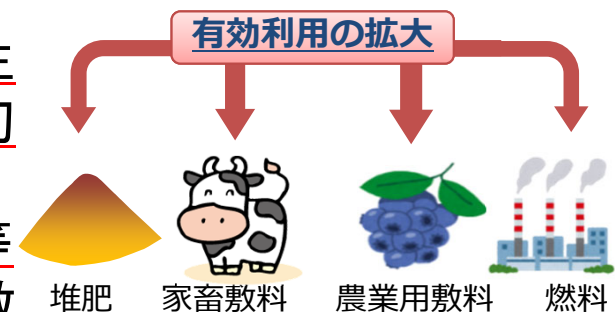
○バークの処理

- ・バークの廃棄物処理施設での焼却、運搬、一時保管費等の費用を立替支援
- ・一時工場内に8.4万tのバークが滞留したが、現在は解消



〔対応方針〕

- 大型木材加工施設の稼働予定など、木材生産量やバークの発生
の増加が見込まれる中、木材の検査体制の整備、バークの適切
な処理を推進していく必要がある。
- 放射性物質測定装置の設置や調査・分析、バークの廃棄物処理等
の立替支援を引き続き実施するとともに、バークの燃料や農業用敷
料などへの有効利用を図るための実証的な取組を支援する。



- 森林資源の有効利用（震災前の姿に）
- 産廃処理費用の軽減、環境貢献

特用林産物の産地再生に向けた取組の現状及び対応方針

- 栽培きのこ類については、生産資材の導入支援等を実施するとともに、放射性物質の影響を低減するための栽培管理のガイドライン(H25制定)を徹底。これにより、菌床しいたけについては、生産量が震災前の水準に回復。原木しいたけについては、生産量は被災前の4割の水準であるが、出荷制限が指示されている93市町村のうち64市町村で部分的に解除。
- 野生きのこ・山菜等については、出荷制限の解除が円滑に進むよう、平成27年に「野生きのこ類等の出荷制限解除に向けた検査等の具体的運用」により具体的な検査方法や出荷管理について関係都県に通知。これにより、野生きのこ・山菜等の出荷制限の解除も進みつつある。

〇しいたけ生産量

特用林産施設体制整備復興事業対象16県

(単位:トン)

	H22年	H24年	H26年	H28年	H30年	R元年	R1/H22
原木しいたけ	12,220	5,795	4,864	5,227	4,803	4,684	38%
菌床しいたけ	28,154	21,833	23,652	25,610	27,049	29,076	103%
計	40,374	27,628	28,516	30,837	31,852	33,760	84%

(参考)全国

(単位:トン)

	H22年	H24年	H26年	H28年	H30年	R元年	R1/H22
原木しいたけ	36,793	33,675	28,681	25,045	22,595	21,029	57%
菌床しいたけ	64,900	58,739	60,413	63,196	65,650	66,982	103%
計	101,693	92,414	89,094	88,240	88,245	88,011	87%

〔対応方針〕

- 原木しいたけの出荷制限など放射性物質の影響が依然として生じている地域においては、生産資材や放射性物質の測定機器の導入支援を継続して実施することにより、原木しいたけの産地再生を促進する。また、しいたけ原木生産のための里山の広葉樹林については、その森林の生育状況や放射性物質の動態等に留意しつつ、伐採・更新による循環利用が図られるよう計画的な再生に向けた取組を進める。
- 野生きのこ等については、引き続き、安全性を前提とした上で、複数市町村にわたる品目を一括して解除するなどの弾力的な運用を行うことにより、円滑な出荷制限の解除を促進する。
- 野生きのこを対象とした非破壊検査機の活用に係る厚生労働省の研究事業に協力し、検査により安全性が確認されたきのこの個体単位での出荷を目指す。

④原子力災害からの復旧・復興 水産業

1. 福島県における漁業再生に向けた取組

震災直後、県内の漁業協同組合が、全ての沿岸漁業及び底びき網漁業の操業を自粛。平成24年6月から、放射性物質の値が低い魚種の試験操業・販売を実施。その後、順次、漁業種類・対象種・海域を拡大し、令和2年2月から全ての魚種で試験操業を実施。

試験操業の水揚量

令和2年水揚量は震災前の17.5%程度で、水揚量の増加が課題。

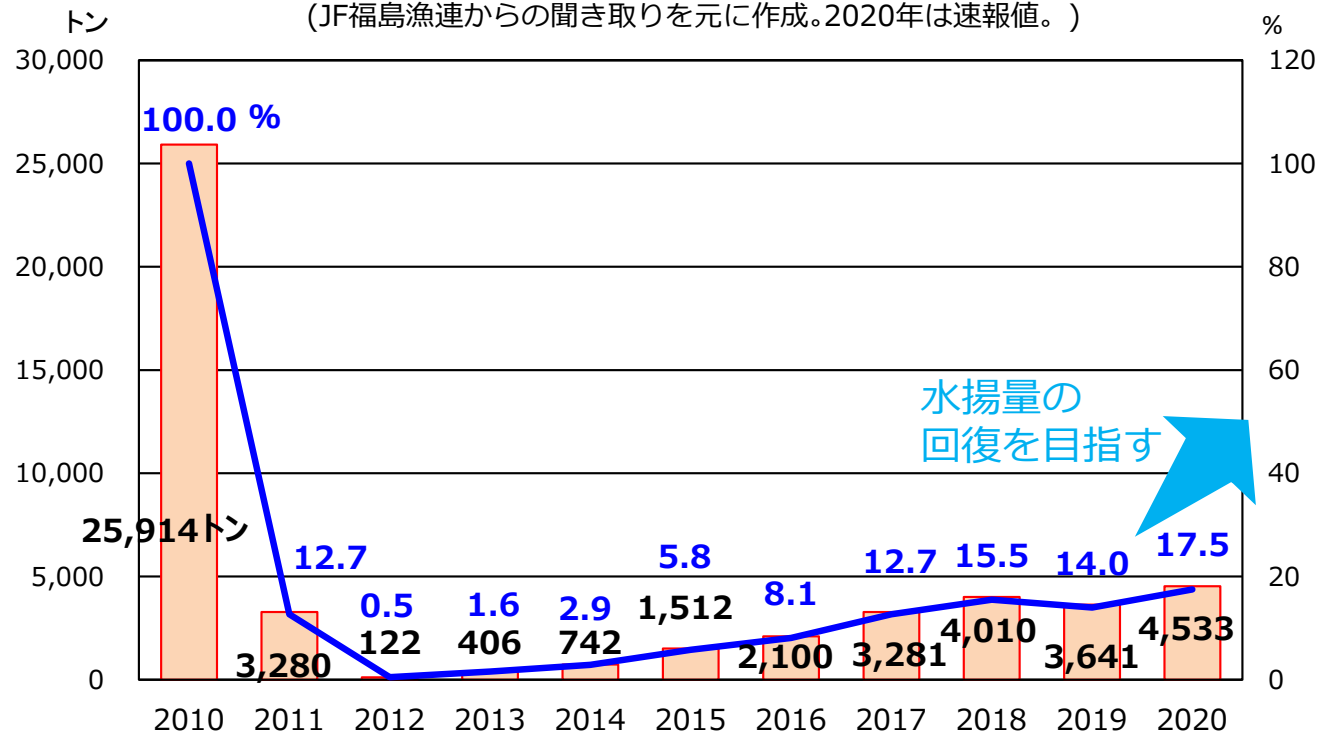
令和2年9月より、相馬双葉地区では「**がんばる漁業復興支援事業**」を活用し、**沖合底びき網漁業の水揚量回復を目指した取組**を開始。5年後に震災前の5割以上を目指すこととしている。

操業日数や操業時間の増加による拡大が必要
他方、漁獲量増加に伴う魚価低下が懸念



沿岸漁業（属地・沖底含む）及び海面養殖業の水揚量

（JF福島漁連からの聞き取りを元に作成。2020年は速報値。）



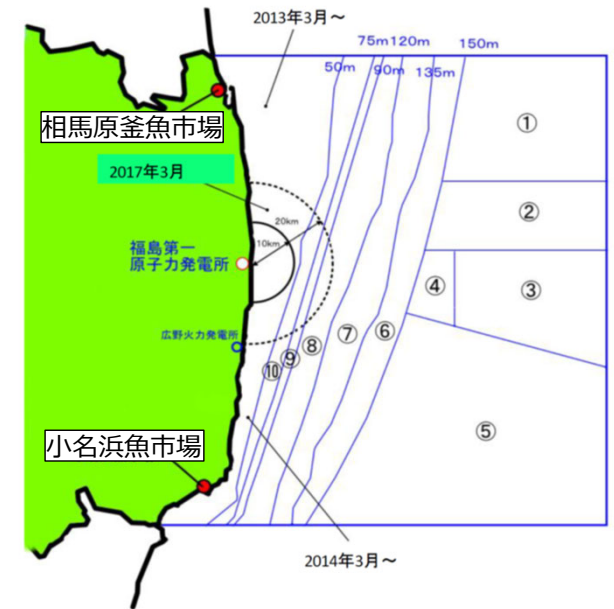
- 目標を定め、計画的な漁獲拡大
- 価格を支えるための流通・消費の拡大
- 風評払拭のための様々な情報発信
- 増えた資源の持続的利用方策も必要

① 試験操業・販売について

試験操業の決定の経緯

- ・福島県によるモニタリング検査で、放射性セシウムが基準値（50Bq/kg：自主基準値（国の基準値：100Bq/kg））以下の状態が一定期間続いていることを確認した上で、福島県地域漁業復興協議会及び福島県下漁業協同組合長会で協議し、試験操業の漁業種類、対象種・海域を決定
- ・平成24年6月から、底びき網漁船による3種に絞った試験操業・販売を開始（相馬双葉地区）
- ・平成25年10月から、底びき網漁業による試験操業を開始（いわき地区）
- ・平成29年3月から、東京電力福島第一原子力発電所から半径10km～20kmの水域での試験操業を開始
- ・平成29年3月から、順次、各魚市場で入札による出荷を実施。漁獲された水産物は、福島県内に加え、仙台、東京等の市場に出荷
- ・令和2年2月、**海産種全ての出荷制限が解除**。震災前に行われていたほぼ全ての漁業種類において、**全ての魚種を対象に試験操業が開始**。

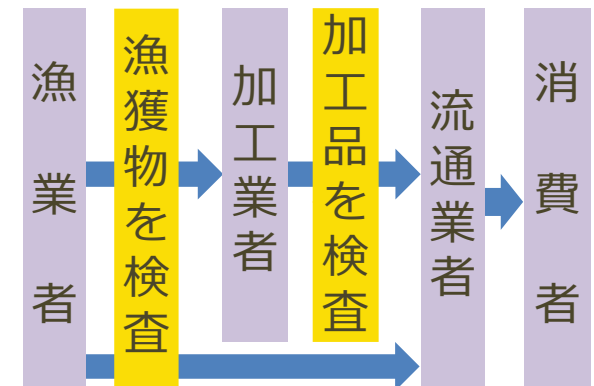
試験操業海域の推移（福島県資料から）



試験操業の漁業種類 出典：「福島県海面漁業漁獲高統計」、「福島県水産要覧」

沖合底びき網漁業		キアンコウ、ヒラメ、マアナゴ、マコガレイ、マダラ、ミズダコ等
小型機船底引き網漁業		イシカワシラウオ、コウナゴ(イカナゴの稚魚)、サヨリ等
貝けた網漁業		ウバガイ、コタマガイ
機船船びき網漁業		カタクチシラス、マシラス等
さし網漁業	沿岸流し網漁業	サワラ、ブリ、マサバ等
	固定式さし網漁業	イシガレイ、シロメバル、ヒラメ、マコガレイ等
沿岸はえ縄漁業		アイナメ、スズキ、ヒラメ、マダラ等
釣り漁業		アイナメ、シロメバル、ヒラメ等
沖合たこかご漁業		シライトマキバイ、ミズダコ、ヤナギダコ等
沿岸かご漁業（はもかご・どう漁業を含む）		ヒメエソボラ、ヒラツメガニ、マダコ、ミズダコ等
採貝・採藻漁業（潜水漁業を含む）		ウニ類、アワビ類
松川浦養殖		アサリ、ヒトエグサ

漁獲物の流れ



② 震災前以上の収益性の確保を目指す漁業者等の取組を支援

震災からの速やかな復興のため、「漁業・養殖業復興支援事業（がんばる漁業復興支援事業、がんばる養殖復興支援事業）」を創設。

震災前以上の収益性の確保等を目指す漁業者等の取組を支援。

【復興計画の認定状況】

令和3年1月末現在：認定129件（漁船漁業：133隻及び30ヶ統、養殖業：981経営体）

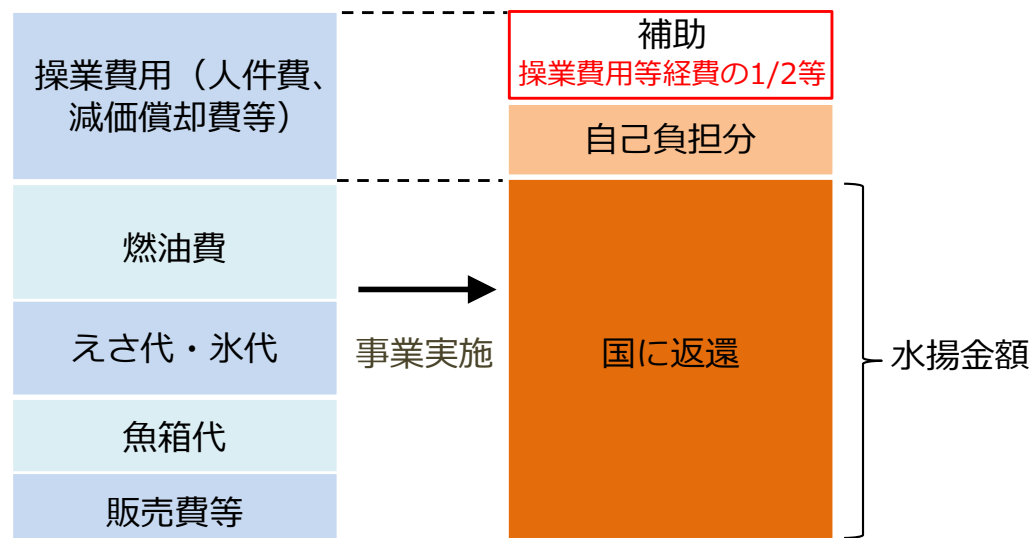
令和2年度（令和2年4月～令和3年1月）の執行額：22億円

漁船漁業の場合

【事業概要】

地域で策定した復興計画に基づき、震災後の環境に対応し、震災前以上の収益性の確保等を目指し、安定的な水産物生産体制の構築に資する事業を行う漁協等に対し、必要な経費（人件費、燃油費、氷代等）を支援。

【事業のイメージ】

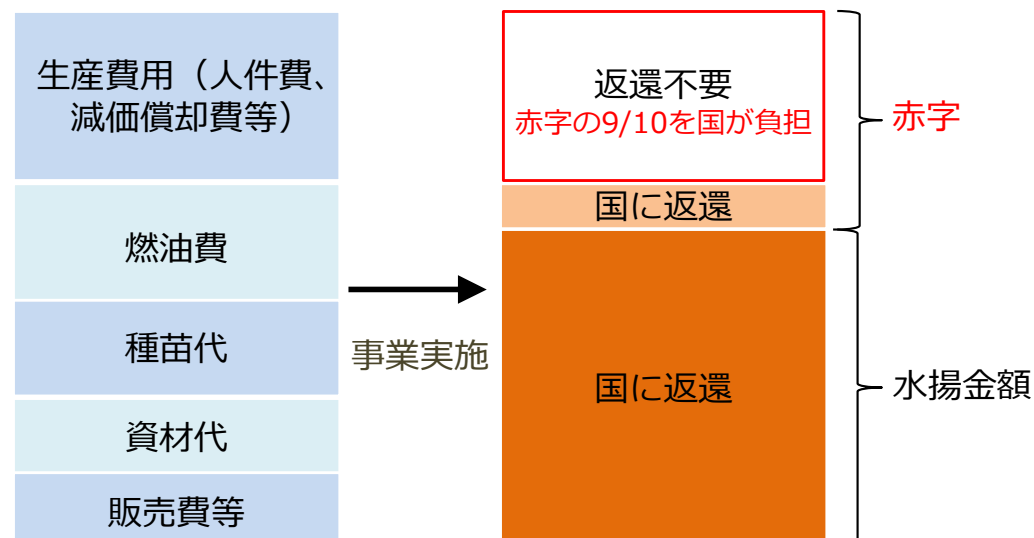


養殖業の場合

【事業概要】

地域で策定した復興計画に基づき、養殖業の復興を推進するため、5年以内の自立を目標とした共同化による生産の早期再開に必要な経費（人件費、燃油費、種苗代等）を支援。

【事業のイメージ】



③ 漁業・養殖業復興支援事業 復興計画認定状況（令和3年1月末時点）

青森県

【漁船漁業】 認定3件（1隻及び2ヶ統）

平成23年 1件（八戸市）
平成24年 1件（八戸市）
平成25年 1件（八戸市）

岩手県

【漁船漁業】 認定11件（6隻及び7ヶ統）

平成23年 1件（大船渡市）
平成24年 3件（宮古市・釜石市・大槌町・大船渡市）
平成25年 5件（宮古市・釜石市・山田町・田野畑村・大船渡市）
平成27年 1件（大船渡市）
平成28年 1件（宮古市・釜石市）

【養殖業】 認定41件（493経営体）

平成24年 32件（宮古市・山田町・大槌町・釜石市・大船渡市・陸前高田市）
平成25年 7件（山田町・釜石市・大船渡市）
平成26年 2件（大船渡市）

千葉県

【漁船漁業】 認定2件（3ヶ統）

平成24年 2件（銚子市・九十九里町）

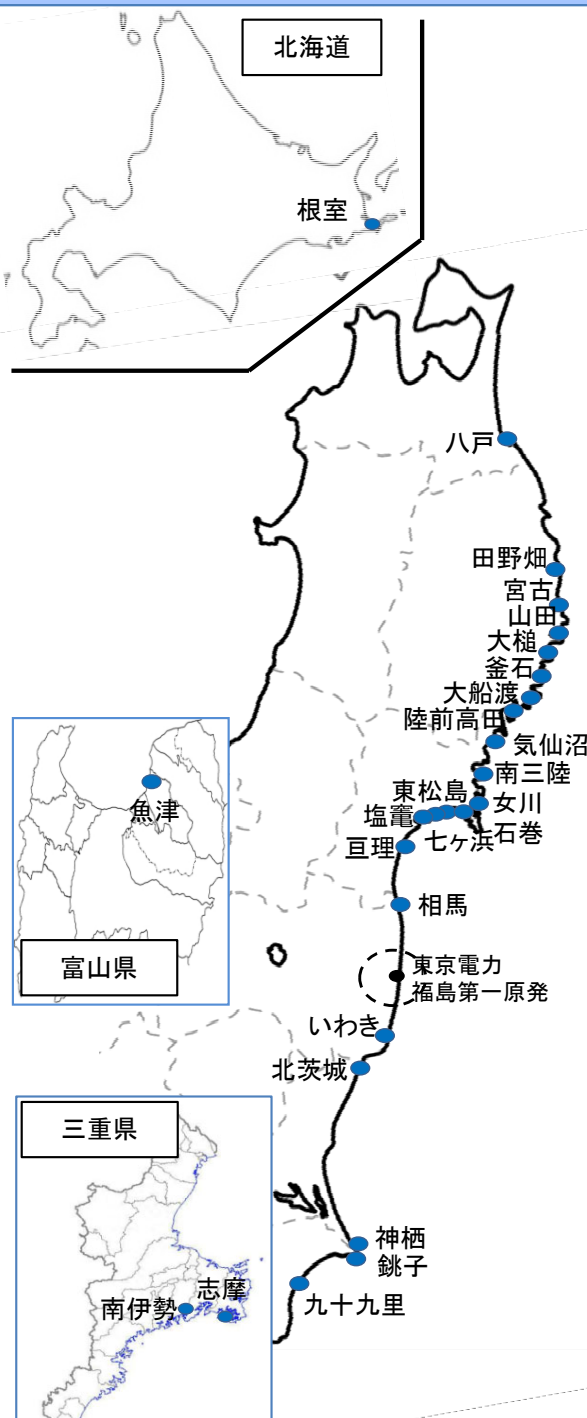
その他

【漁船漁業】 認定4件（10隻）

平成23年 1件（北部太平洋大中型まき網・全体計画）
平成24年 2件（全国さんま棒受網・全体計画、北海道根室市）
平成27年 1件（富山県魚津市）

【養殖業】 認定2件（19経営体）

平成24年 1件（三重県志摩市）
平成25年 1件（三重県南伊勢町）



宮城県

【漁船漁業】 認定21件（89隻及び1ヶ統）

平成23年 4件（気仙沼市・女川町）
平成24年 8件（石巻市・気仙沼市・女川町・亶理町）
平成25年 1件（石巻市）
平成26年 1件（石巻市）
平成27年 4件（気仙沼市・女川町・石巻市）
平成28年 2件（気仙沼市・女川町）
令和2年 1件（石巻市・塩竈市・女川町）

【養殖業】 認定32件（469経営体）

平成23年 1件（東松島市）
平成24年 26件（気仙沼市・南三陸町・女川町・石巻市・東松島市・塩竈市・七ヶ浜町・亶理町）
平成25年 4件（南三陸町・女川町・石巻市）
平成26年 1件（県下全域）

福島県

【漁船漁業】 認定6件（27隻、6ヶ統）

平成23年 2件（いわき市）
平成28年 1件（いわき市）
令和元年 3件（相馬市・いわき市）

茨城県

【漁船漁業】 認定7件（11ヶ統）

平成23年 1件（神栖市）
平成24年 2件（北茨城市・神栖市）
平成26年 1件（北茨城市）
平成27年 3件（北茨城市・神栖市）

【漁船漁業】 認定54件、133隻及び30ヶ統

【養殖業】 認定75件、981経営体

※予算額 818億円（平成23年度3次補正）
106億円（平成24年度当初）

④ 販路拡大（福島県水産物競争力強化支援事業）

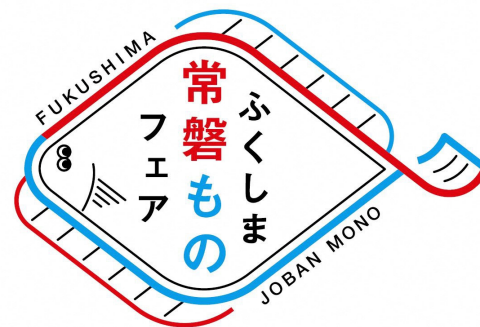
福島鮮魚便

福島県産水産物の美味しさと魅力について、多くの消費者に知ってもらえるよう、東京都や埼玉県などの大型量販店において、「福島鮮魚便」として常設で販売し、専門の販売スタッフが安全・安心と美味しさをPR。令和2年度は13店舗で実施。



ふくしま常磐もののフェア

首都圏の外食店において、「ふくしま常磐もののフェア」を開催し、ヒラメやメヒカリなどを各店舗の料理人により、期間限定のオリジナルメニューとして提供し、福島県産水産物の魅力と美味しさをPR。令和2年度は5回、延べ141店舗で開催。



2. 福島県における水産物の安全性確保に関する取組

福島県によるモニタリング検査

- 事故直後から、福島県では放射性物質を監視するため魚介類のモニタリング検査を開始。
- 毎週約130検体の魚介類検査の他、海水・海底土・餌生物などの調査も実施。
- 現在では、全ての海産種について基準値以下となっており、出荷制限も解除。
- 引き続き、モニタリング検査により水産物の安全性を確認しながら、水揚げ増加を検討。

漁協による自主検査

- 水揚げする魚介類を消費者に安心して食べていただくため、相馬双葉地区といわき地区でそれぞれ水揚げごとに、全魚種を自主検査。
- 国の基準値（100Bq/kg）より厳しい出荷基準（50Bq/kg）を設定するとともに、仮に25Bq/kgを超えた際は、福島県海洋研究センター・福島県水産資源研究所で再検査を実施。



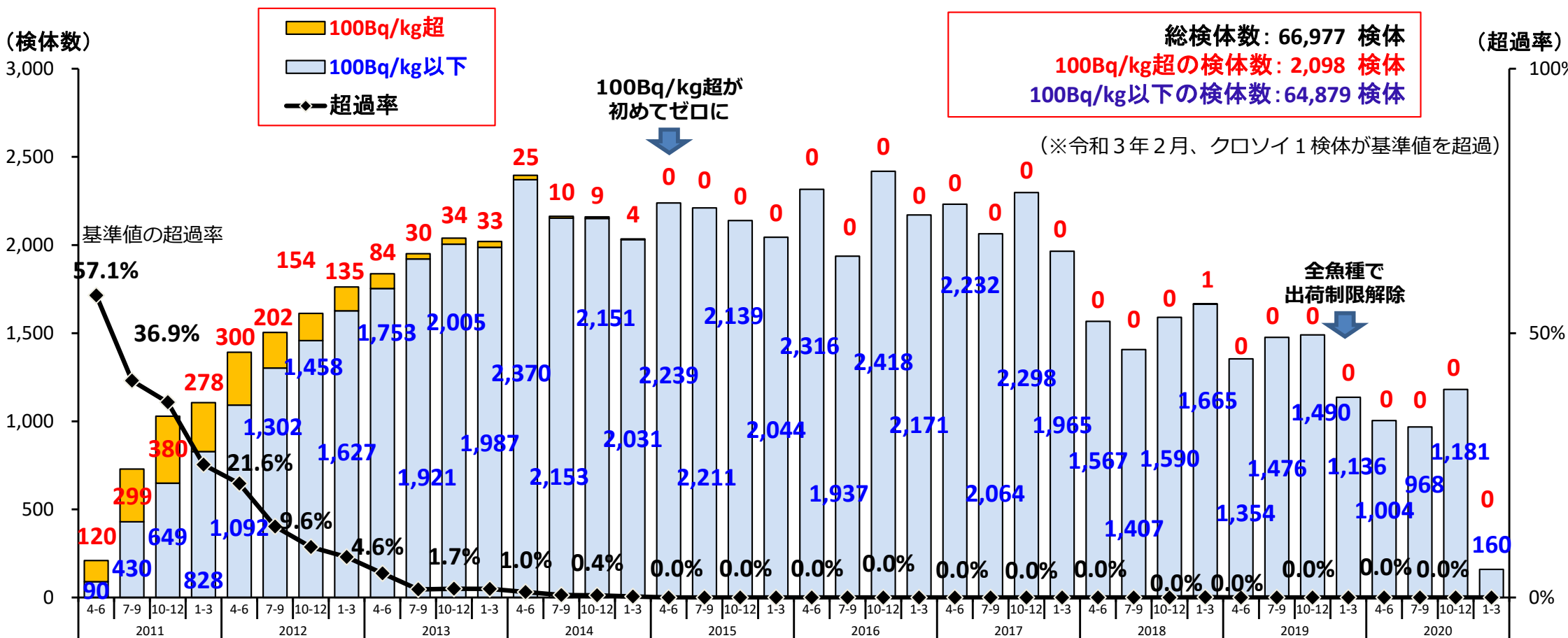
① 放射性物質濃度の検査結果（福島県・海産種）

2021年
1月27日現在

原発事故以降、基準値（100Bq/kg）を超えるものは時間の経過とともに減少。

海産種の**基準値超過率**は、**2015年以降ほぼ0%**。

令和2年2月以降、**海産魚介類の出荷制限は全て解除**。



② 風評被害対策（検査結果の情報発信）

調査の結果やQ&Aを日本語、外国語でホームページに掲載し、正確でわかりやすい情報提供を実施。
国立研究開発法人水産研究・教育機構等と協力して、一般消費者向けのなじみやすいパンフレット（放射能と魚のQ&A、知ってほしい放射性物質検査の話）も作成し、消費者等への説明に活用。
消費者、加工業者など様々な関係者に対して、説明会等を実施（令和3年1月27日現在で計164回）。

放射性物質調査の実施・情報提供

- ・水産庁HPにおいて、水産物中の放射性物質の検査結果や、基準値の超過率等について情報提供

○水産庁HP (<http://www.jfa.maff.go.jp/j/housyanou/kekka.html>)

水産物の放射性物質検査に係る報告書 （平成29年10月更新）

- ・原発事故以降のモニタリング検査等の取組を総括し、解説した「読めばわかる」報告書の作成
- ・消費者から専門家まで理解・活用できる内容（魚種別の傾向、海洋モニタリングの情報、水産物の汚染メカニズムに係る調査研究等）
- ・英語版を作成し、外国政府等への説明にも活用

○水産庁HP (<http://www.jfa.maff.go.jp/j/housyanou/attach/pdf/kekka-240.pdf>)

英語版HP (<http://www.jfa.maff.go.jp/e/inspection/attach/pdf/index-34.pdf>)

放射能と魚のQ&A（平成30年5月更新）

- ・消費者が放射能と魚に関わる内容を理解するための入門書を作成
- ・放射能と魚に関わる重要な質問を15に絞り、その回答を1ページに収めて解説
- ・パンフレット版を作成し、展示会等への説明や配布にも活用

○国立研究開発法人水産研究・教育機構HP

(http://www.fra.affrc.go.jp/bulletin/radioactivity_pamphlet2018/cover_index.html)

知ってほしい放射性物質検査の話（令和2年3月発行）

- ・食品の放射性物質検査の仕組みや水産物中の放射性セシウムの分析状況等を分かりやすくまとめたパンフレットを作成

- ・展示会等への説明や配布にも活用

○水産庁HP (<http://www.jfa.maff.go.jp/j/koho/saigai/attach/pdf/index-84.pdf>)

外国語版 (<http://www.jfa.maff.go.jp/e/inspection/attach/pdf/180910english.pdf>)

（英・中・韓・タイ）

説明会等の実施状況

- ・東北復興水産加工品展示商談会、ジャパンインターナショナルシーフードショー、シーフードショー大阪、スーパーマーケットトレードショー、各地消費地でのセミナー
- ・Fish-1グランプリ（プライドフィッシュ料理・ファストフィッシュ商品のコンテスト）での展示及び説明等



令和元年6月25日東北復興水産加工品展示商談会でのセミナーの様子

3. 新たな取組（スマート水産業の推進）

取組事例

データやICTを活用した「スマート水産業」を推進することにより、資源管理の高度化を図るとともに、漁船漁業の操業・経営の効率化、養殖業の自動化・省力化等を実現。

また、AIやICT、ロボット技術等による荷さばき、加工場の自動化、商品の高付加価値化、電子商取引により、流通加工分野における生産性向上を図る。

取組事例（福島県） 操業支援のためのシステム開発

福島県域における海洋環境・操業・市況情報の収集・発信システムを構築し、収集データの解析と操業支援に必要な情報の研究開発を実施。

○衛星情報：人工衛星「しきさい」から、水温・水色画像（クロロフィルa濃度）を毎日発信。 ○操業情報：タブレットを活用したデジタル操業日誌を構築。
GPS・水温データは自動収集され、操業時刻・魚種別漁獲量を入力。
○ブイ情報：水温とクロロフィルa濃度または塩分を表示。水温はグラフ化され毎時発信。 ○市況情報：福島県内産地市場の水揚量、平均単価、安値、高値を水揚げ日ごとに発信。

海洋環境情報

人工衛星



(C)JAXA

洋上ブイ



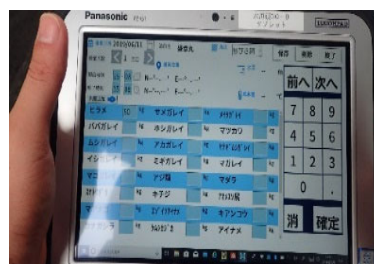
福島県内洋上ブイ設置数：2箇所

水温データ、水色データ

※協力：JAFIC

操業情報

デジタル操業日誌



底水温計と底びき網への装着状況



デジタル日誌実証試験への参画隻数：3隻

底水温データ、漁獲データ等

※連携：マイトベーシックサービス

市況情報



産地市場
消費地市場

水揚量データ、取扱量データ
単価データ

※連携：JAFIC

3. 新たな取組（スマート水産業の推進）

取組事例

取組事例（福島県）

底魚類の迅速な資源評価に関する研究及び沿岸性浮魚類の操業支援に関する研究

情報収集・発信システムで得られた操業支援情報を速やかに漁業者に提供することで、操業コストの軽減化と資源や市況状況に応じた計画的漁獲の実現を目指した研究を実施。

- 漁業者はタブレット内で自船の情報を確認可能。（水温情報、航路情報、漁獲情報）
- 操業情報について集計時間を飛躍的に短縮。（集計日数1年→操業日ごと）

- 短期間での漁場分布の把握が可能。
- 調査船いわき丸で行うCTD観測のデータから、鉛直水温断面図を作成し、調査ごとに発信。



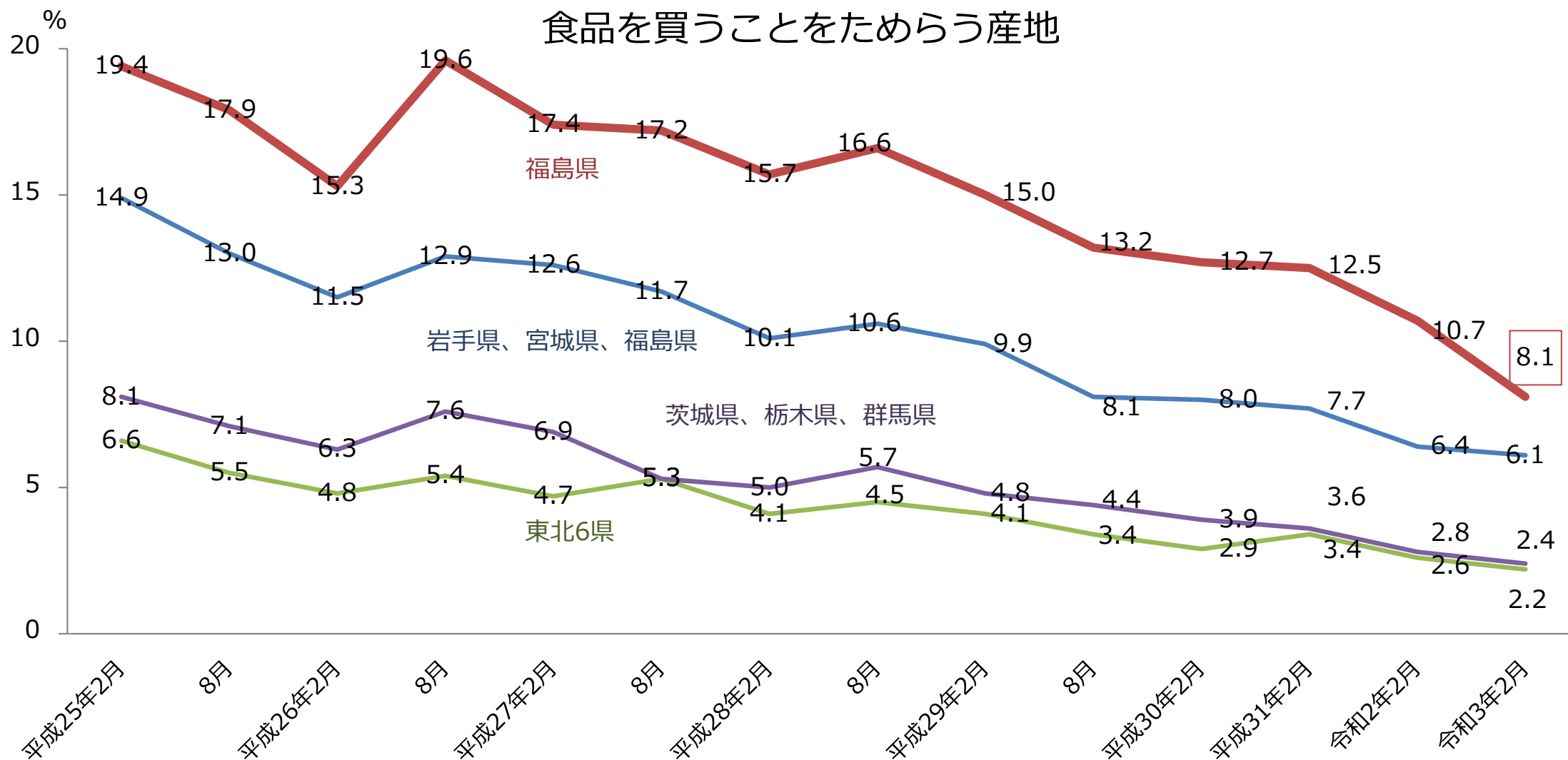
操業の効率化、底魚資源の持続的かつ有効利用、
資源・市況情報に応じた計画的操業

福島県沿岸漁業の復興・発展

⑤原子力災害からの復旧・復興 風評対策

食品についての風評の現状

被災地産の食品の購入をためらう消費者は減少傾向にあるが、一定程度存在している。
福島県産の食品については、これまでで最小の8.1%となっている。



資料：消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第14回）」

注：全回答者（5,176人）のうち、産地を気にする人が放射性物質を理由に購入をためらう産地として選択した産地の割合

農林水産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低下

農畜産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低くなっており、基準値超過割合は年々低下。
きのこ・山菜類、一部の水産物では、基準値を超過したのが見られるが、超過割合は減少。

農林水産物の放射性物質の検査結果注1（17都県注2）（令和2年12月22日現在）

品 目	平成30年度 基準値 超過割合注4	令和元年度注4		令和2年度（～令和2年12月22日）注4		基準値超過品目
		基準値 超過割合	基準値超過点数 （検査点数）	基準値 超過割合	基準値超過点数 （検査点数）	令和2年度 （令和元年度）
農 畜 産 物	米	0 %	0% 0 (949万)	0 %	0 (301,419)	—
	麦	0 %	0% 0 (172)	0 %	0 (114)	—
	豆 類	0 %	0% 0 (149)	0 %	0 (48)	—
	野 菜 類	0 %	0% 0 (5,349)	0 %	0 (3,312)	—
	果 実 類	0 %	0% 0 (1,052)	0 %	0 (762)	—
	茶注5	0 %	0% 0 (38)	0 %	0 (17)	—
	その他 地域特産物	0 %	0% 0 (183)	0 %	0 (113)	—
	原 乳	0 %	0% 0 (505)	0 %	0 (215)	—
	肉・卵 (野生鳥獣肉除く)	0 %	0% 0 (202,303)	0 %	0 (18,120)	—
きのこ・山菜類		1.8 %	1.5 % 90 (6,034)	1.6 %	82 (5,175)	コシアブラ、タケノコ等22品目 〈コシアブラ、タケノコ等6品目〉
水 産 物		0.04 %	0.05 % 6 (12,891)	0.01 %	1 (8,300)	イワナ注6 〈イワナ、ヤマメ〉
農林水産物計		0.001 %	0.001 % 96 (972万)	0.025 %	83 (337,595)	平成30年度検査点数：949万点

(注1) 厚生労働省及び自治体等が公表したデータに基づき作成。
(注2) 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部決定）で対象自治体としている17都県。ただし、水産物については全国を集計。
(注3) 平成24年4月施行の基準値（100 Bq/kg）を超過した割合（原乳については50 Bq/kg）。なお、茶は、荒茶や製茶の状態で500 Bq/kgを超過した割合。
(注4) 穀類（米、大豆等）について、生産年度と検査年度が異なる場合は、生産年度の結果に含めている。
(注5) 飲料水の基準値（10 Bq/kg）が適用される緑茶のみ計上。
(注6) 令和3年2月22日、基準値超過検体が検出（福島県沖クロソイ）。

科学的根拠に基づかない風評や偏見・差別が今なお残っていることを踏まえ、政府は、伝えるべき対象、内容、取り組むべき具体的施策等を示した「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を平成29年12月に策定。（復興大臣の下、関係省庁局長クラスを構成員とするタスクフォースで決定）

本戦略に基づき、政府一体となって風評の払拭に取り組むこととしている。

ポイント

	知ってもらう	食べてもらう	来てもらう
対象	①児童生徒、教育関係者 ②妊産婦、乳幼児、児童生徒の保護者 ③広く国民一般	①小売、流通事業者 ②消費者 ③在京大使館、外国要人、外国プレス ④在留外国人、海外からの観光客	①教師、PTA関係者、旅行業者 ②海外からの観光客、外国プレス、在留外国人 ③県外からの観光客
内容	①放射線の基本的事項と健康影響 ②食品と飲料水の安全性 等	①福島県産品の「魅力」や「美味しさ」 ②食品と飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準 ③生産段階での管理体制 等	①福島県の旅行先としての「魅力」 ②福島県における空間線量率や食品等の安全 等
具体的施策	①放射線副読本の改訂 ②乳幼児健診の機会等を利用した情報発信の開始 等	①福島県産品の販売場所の情報発信 ②流通実態調査の結果を踏まえた小売・流通事業者への説明や理解を深めるための情報提供 ③輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ ④食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションの推進 等	①福島県ならではの「ホープツーリズム※」の推進 ②東北を対象としたプロモーション 等

※福島県が行っている、復興に向け挑戦する「人」との出会いや「福島県のありのままの姿」を実際に見て、聴いて、学んで、そして希望を見つけてもらう取組

福島県農林水産業再生総合事業の取組状況（生産段階での取組）

MAFF

福島県の農林水産業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援。

第三者認証GAP等の取得支援

- ・ 第三者認証GAP等の取得に係る研修の受講や審査費用等を支援。

＜福島県が把握したGAP取得件数＞（令和2年12月末時点）

297件（GLOBALG.A.P. 29件、ASIAGAP 6件、JGAP 170件、FGAP 92件）

※福島県農林水産業再生総合事業以外の支援による取得も含む。

- ・ 普及指導員や農業高校教員等の指導員研修を支援。415名がJGAP指導員資格を取得（令和2年12月末時点）。



流通事業者等に対するGAP認証農産物の紹介
（ふくしまプライド。食材博）



GAP実践に関するセミナーの開催
（オンライン・ワークショップ）

環境にやさしい農産物の生産支援

- ・ 有機JAS認証の取得に係る費用を支援し、15件が認証審査を受審（令和2年3月末時点）。
- ・ 有機栽培米の産地見学会や商談会、オーガニックふくしまマルシェ等の開催を支援。



有機栽培米の商談会



オーガニックふくしまマルシェ

水産エコラベルの取得、水産物の高鮮度化支援

- ・ 水産エコラベルの取得に係る研修の受講や審査費用等を支援。
- ・ 水産物の高鮮度化に向けた取組及び新たな販路開拓に要する経費を支援。



水産物の高鮮度化に向けた実証試験

農林水産物の検査支援

- ・ 国のガイドライン等に基づく放射性物質検査に要する経費を支援。
- ・ 産地における自主検査に要する経費と、検査結果に基づく安全性のPRを支援。



ゲルマニウム半導体検出器による測定

福島県農林水産業再生総合事業の取組状況（流通・販売段階での取組）

MAFF

令和元年度福島県産農産物等流通実態調査の結果に基づく指導、助言等

令和元年度福島県産農産物等流通実態調査の結果に基づき、令和2年4月28日に農林水産省・復興庁・経済産業省の連名で、卸売業者・仲卸業者・小売業者等への指導、助言等に関する通知を発出。

卸売業者・仲卸業者・小売業者等への指導

- 流通段階ごとの認識の齟齬を解消するため、様々な機会を捉えて**納入先に福島県産品の取扱意向を確認**すること。その際、話題になりやすいよう、産地等から提供される福島県産品に関する新しい情報や特徴的な商品を紹介すること。
- 引き続き、福島県産農産物等であることのみをもって**取り扱わなかったり、買いたいたたりすることのないようにする**とともに、福島県産農産物等と他県産農産物等とを対等に比較して取扱商品を選択するようにすること。

生産者への助言（今後の取組の参考）

- 流通段階ごとの認識の齟齬を解消するためには、産地等から**福島県産品の新しい情報や特徴的な商品を提供**したりすることによって事業者間で話題にしてもらいやすくすることが有効。
- 福島県産水産物の量販店への流通を増やすためには、市場関係者に対して「**常磐もの**」の**品質の高さを伝えつつ、今後の操業について情報共有**を図ることが重要。
- 贈答用桃の需要拡大のためには、**福島県産桃の購買経験がない人に普段使いで購買経験**をしてもらうことが重要。

その他の措置

- 調査結果及び、結果に基づく指導・助言等の考え方等を説明する動画を作成。
- 農林水産省Webサイトに掲載して動画を配信。

https://www.maff.go.jp/j/s/hokusan/ryutu/joho_kokan.html



令和元年度福島県産農産物等流通実態調査の結果（ポイント）

配信動画

福島県農林水産業再生総合事業の取組状況（流通・販売段階での取組）

MAFF

積極的なマーケティングの展開①

- ◆ 量販店等における販売促進として、福島県知事・副知事がトップセールスを実施。
- ◆ オンラインストア「ふくしまプライド便」は、令和元年度売上額26億円を達成。
- ◆ 米・桃を中心とした福島県産農産物について、タイ、マレーシアなど東南アジア向け輸出が増加し、令和元年の輸出量は、前年度を上回り過去最高を更新。

令和元年度販売促進対策の実績

<流通段階>

- **国内量販店等**における販売促進
 - ・ 販売コーナーの設置（218店舗）
 - ・ 販売フェアの開催（818店舗）
 - ・ 福島県知事・副知事によるトップセールス（40回）
- **オンラインストア**への福島県産品の出店促進（令和元年度売上額26億円・前年度比1.2倍）
- **EU**におけるトップセミナーの実施（令和元年10月）

<消費者段階>

- テレビCMやウェブを通じた情報発信、県内市町村や民間団体が行うPR事業等



関係団体と連携した
トップセールス

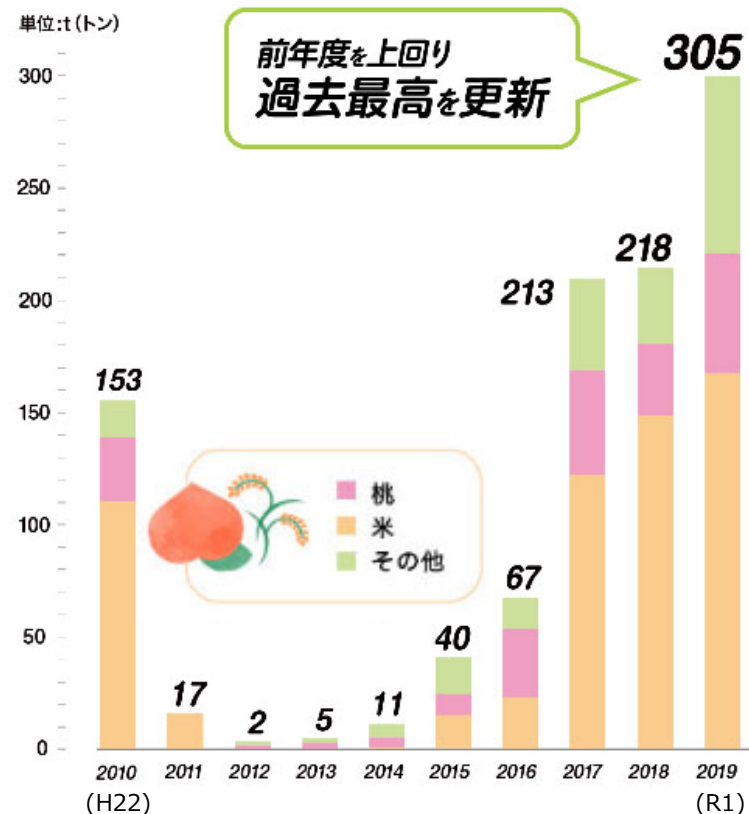


福島牛の販売コーナー



EUトップセミナー

福島県産農産物輸出量（桃、米等）



原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制緩和・撤廃の概要

MAFF

原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き（規制を設けた54の国・地域のうち、39の国・地域で輸入規制を撤廃、15の国・地域で輸入規制を継続）。（2021年1月29日現在）

◇諸外国・地域の食品等の輸入規制の状況

規制措置の内容／国・地域数				国・地域名
事故後輸入規制を措置 54	規制措置を撤廃した国・地域		39	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、アラブ首長国連邦(UAE)、イスラエル
	輸入規制を継続して措置 15	一部の都県等を対象に輸入停止	6	香港、中国、台湾、韓国、マカオ、米国
		一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求	9	EU及び英国、EFTA(アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン)、仏領ポリネシア、ロシア、シンガポール、インドネシア

注1) 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。
注2) EU27か国と英国は事故後、一体として輸入規制を設けたことから、一地域としてカウントしている。
注3) タイ及びUAE政府は、検疫等の理由により輸出不可能な野生鳥獣肉を除き撤廃。

◇最近の規制措置撤廃の例

撤廃年月	国・地域名
2020年1月	フィリピン
9月	モロッコ
11月	エジプト
12月	レバノン
"	UAE（野生鳥獣肉を除く）
2021年1月	イスラエル

◇最近の輸入規制緩和の例

緩和年月	国・地域名	緩和の主な内容
2019年3月	シンガポール	放射性物質検査証明を廃止、産地の証明は条件を満たしたインボイスで代替可に
4、9、11月	米国	輸入停止（岩手県及び栃木県産牛の肉、福島県産ウミタナゴ、クロダイ、ヌマガレイ、宮城県産牛の肉、クロダイ）→解除
5月	フィリピン	輸入停止（福島県産のヤマメ、アユ、ウグイ、イカナゴ）→解除（放射性物質検査報告書の添付）
7月	UAE	検査報告書の対象品目の縮小（福島県産の全ての食品、飼料→水産物、野生鳥獣肉のみに）
10月	マカオ	輸入停止（宮城等9都県産の野菜、果物、乳製品）→商工会議所のサイン証明で輸入可能に 放射性物質検査報告書（9都県産の食肉、卵、水産物等）→商工会議所のサイン証明に変更 放射性物質検査報告書（山形、山梨県産の野菜、果物、乳製品等）→不要に
11月	EU※	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小（福島県の大豆、6県の水産物を検査証明対象から除外等）
2020年1月	シンガポール	輸入停止（福島県産の林産物、水産物、福島県7市町村の全食品）→産地証明及び放射性物質検査報告書の添付を条件に解除
"	米国	輸入停止（岩手県産クロダイ、福島県産ビノスガイ）→解除
"	インドネシア	・放射性物質検査証明書（47都道府県産の水産物、養殖用薬品、工サ）→不要に ・放射性物質検査報告書（7県産(宮城等)以外の加工食品）→不要に
5月	インドネシア	・放射性物質検査報告書（7県産(宮城等)以外の農産物）→不要に

※ スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン（EFTA加盟国）もEUに準拠した規制緩和を実施。